

◇一橋大学フェアレイバー研究教育センター連載⑩

韓国 の 非 正 規 雇 用 の 規 模 と そ の 実 態 — 統 計 庁 の 「 經 濟 活 動 人 口 調 査 ・ 付 加 調 査 」 の 結 果 か ら

キム・ユソン 韓国労働社会研究所所長、高麗大学アジア問題研究所教授
翻訳／大畠正姫

韓国労働社会研究所所長、高麗大学アジア問題研究所教授

著者キム・ユソンには韓国の非正規雇用問題を中心とした多くの労働関連著作があるが、今回紹介するのは、月刊『労働社会』(韓国語版)二〇〇七年一二月号に掲載された論文である。彼の論文は韓国における非正規雇用の労働者数やその実態についての様々な論議のベースとなってきた。本論文は韓国政府、統計庁の「経済活動人口調査・付加調査」(約七万世帯調査)の客観的な資料を分析したものである。韓国政府もこの調査資料にもとづいて非正規雇用の実態を発表しているが、キム・ユソンは二〇〇一年からその発表数字にカラクリがあるとし、「統計資料の正しい読み方」を提示して世に衝撃を与えた。

日本でもスポット派遣や偽装請負など「新手の非正規雇用」の実態があるが、韓国での呼称やその内容が日本とは多少異なることから、今回の翻訳では韓国で通用している用語の「直訳」をあえて採用した。また、日韓両国の統計のとり方や実態の差や違いについては、今後この問題の専門家による比較研究や実際の交流にゆだねたい。数字の向こうに、韓国の非正規労働者による労働組合の組織化や激しい闘いがあることを強調したい。

はじめて

た「経済活動人口調査・付加調査」を分析する
と、つぎのような特徴が発見できる。

第一に、非正規雇用労働者は二〇〇一年八月の七三七万人から二〇〇七年八月の八六一万人

に増え続けている。その割合は二〇〇二年の五六・六%をピークに増減を繰り返しつつも、二〇〇七年には五四・二%に減少している。

第二に、二〇〇七年の一年間で正規雇用は三六万人増加し、非正規雇用は一七万人増加した。雇用形態別では、有期雇用(マイナス一二万人)と家内労働(マイナス五万人)は減少し、長期臨時労働(二四万人)、「呼出し労働」(二八万人)、パートタイム労働(七万人)、「役務労働」(九万人)、派遣労働(四万人)、「特殊雇用」(二万人)は増加している。これは二〇〇七年七月から施行された「有期雇用保護法」の適用を回避するために、企業側が(1)有期雇用を期間の定めのない労働契約へと転換、(2)有期雇用契約を解除し、必要な人員を「呼出し労働」で穴埋めし、(3)派遣、役務などの間接雇用へと代替したことからくるものとみられる。

第三に、正規雇用に比べた非正規雇用労働者の月平均賃金総額は、二〇〇六年五一・三%から二〇〇七年の五〇・一%へと格差が拡大、その時給も五二・四%から五一・一%へと、やはり格差が拡がっている。二〇〇七年の賃金不平等は五・二倍で、OECD諸国で最悪とされている米国(二〇〇五年四・五倍)よりもひどい。

二〇〇七年の低賃金階層は四三五万人(二七・四%)で、二〇〇六年(二五・八%)よりも一・六%高い。

第四に、二〇〇七年八月に法定最低賃金(三四八〇ウォン)に満たない者は、一八九万人(一

一・九%)で、その前の年より四五万人増えている。これは法定最賃制度が「低賃金階層の一掃、賃金格差の解消、分配構造の改善」という本来の目的にそぐわないばかりか、政府が労働監督の行政義務を怠っているということを物語っている。また、政府の諸官庁、公共行政部門で働いている人で最低賃金に満たない者が四万八〇〇人(六・〇%)もいるということは、政府が善良な使用者として民間の手本になると云うことさえ無視していることを示している。

〔訳注〕「韓国労働研究院(KLI)」では、「パートタイマー」を「同種の労働者より一時間でも短い時間で働く労働者、もしくは実際は短時間労働でないものの、雇用契約や賃金支払い方法が時間で決められた者」としている。

キムによれば韓国の「呼出し労働」は、「雇用契約を結ばずに、仕事がある時だけ何日間か、あるいは何週間かだけ働く日々雇用(短期)の労働者」としている。その形態は、企業側が「仕事のあるときだけ」連絡して働くかせる「直接雇用型スポット労働」と、日本のスポット派遣のような「スポット派遣型」が混在しているという。

「特殊雇用」は「請負型労働」だが、一九九八年ごろのアジア通貨危機で韓国経済が不況にあえいでいたとき、それまで直接雇用の労働契約を一旦解除(解雇)し、新たに「個人事業主」として登録させて、会社側と請負契約を結んだ労働者。生コンミキサー車運転手、ゴルフ場の「キャディー」、生命保険の外交員、学習誌

訪問販売教師などの職種。

「役務労働」は、主に清掃業務など会社側が業務請負になっているものと、個人で請負型契約になつていてもが混在しているとされている。」

一 非正規雇用の規模

1 全体

二〇〇七年八月、韓国統計庁の行なつた「経済活動人口調査・付加調査」で非正規雇用労働者は八六一万人(賃金労働者の五四・二%)、正規雇用は七二七万人(四五・八%)で、全労働者の半数以上が非正規雇用となつてている。OECD諸国では非正規雇用のはほとんどがパートタイマーだが、韓国はパートタイマーの割合は七・六%であまり高くない。また、非正規雇用の九七・九%(八六一万人のうち、八四三万人)

が臨時労働または臨時労働を兼ねているという点で、他国との際立った特徴をみせている(「表1」(後掲五〇頁) 参照)。

非正規雇用は、二〇〇一年八月の七三七万人から二〇〇七年八月八六一万人へと増加し続けている。しかし、非正規雇用の割合は二〇〇二年の五六・六%をピークに、二〇〇三年には五五・四%に減り、二〇〇四年に五五・九%、二〇〇五年に五六・一%と増加、二〇〇六年は五五・〇%、二〇〇七年には四五・一%以下がつている(「図1」(後掲五〇頁) 参照)。

2 男女

男性は、正規雇用が五〇三万人(五四・五%)、非正規雇用は四二一万人(四五・五%)と正規雇用が多い。女性は、正規雇用が二二四万人(三三・七%)、非正規雇用が四四一万人(六六・三%)で、非正規雇用が二倍となつている。男性は二人に一人、女性は三人のうち二人が非正規雇用ということになる。このような男女間の差は、主に長期臨時労働とパートタイム労働、「特殊雇用」、家内労働からくるものだ。長期臨時労働は男性二四・七%、女性四〇・六%、パートタイムは男性三・九%、女性一二・七%、「特

「殊雇用」は男性二・三%、女性六・三%と開きがある。

しかし、男性の非正規雇用が少ないわけでもない。男性は四二一万人、女性は四四一万人とその数はほぼ同じだ（【表3】（後掲五二頁）と【図3】（後掲五二頁）参照）。

3 年齢

男性の年齢層をみると、非正規雇用は低年齢層（二〇歳未満と二〇代前半）と高年齢層（五〇代後半以上）に集中している。しかし、女性は二〇代後半を除くすべての年齢層で非正規雇用が多い。正規雇用の女性は二〇代をピークにその数が大きく減少するが、女性の非正規雇用は二〇代後半と四〇代前半を頂点として三〇代前半を底点とするM字型となっている。これは、育児から手の離れた女性が再び労働市場に戻りうとしたとき、ほとんど非正規雇用の職場だとうことの表れだろう（【図4-a】（後掲五二頁）【図4-b】（後掲五三頁）参照）。

4 学歴

非正規雇用八六一万人のうち、学歴別でみると中卒以下は二三二三万人（二五・八%）、高卒は四一二万人（四七・八%）で、高卒以下が全体の七三・三%を占めている。学歴別の割合を見ると、中卒以下八三・四%、高卒六一・九%、短大および専門学校卒業四三・四%、大卒以上三〇・三%と、学歴が低いほど非正規雇用の割

合が高く、学歴の格差が大きい。この五年間の推移で、学歴による非正規雇用の格差は構造化していることがわかる（【表4】（後掲五三頁）と【表5】（後掲五三頁）参照）。

5 性別および婚姻

非正規雇用八六一万人のうち、既婚女性は三二五万人（三七・八%）、既婚男性は二七四万人（三一・八%）で既婚者が全体の六九・六%を占めている。性別でみる婚姻別非正規雇用の割合は、未婚男性五八・四%、既婚男性四〇・八%、未婚女性五四・五%、既婚女性七一・八%と、未婚者は男女差が見られないが、既婚者では男女間の差が大きい。既婚男性は五人のうち二人が非正規雇用だが、既婚女性は四人のうち三人が非正規雇用となっている。さらに、この五年間の推移をみると、性別、婚姻別、非正規雇用の格差は構造化していることがわかる（【表6】（後掲五四頁）と【表7】（後掲五四頁）参照）。

6 産業

非正規雇用一〇人のうち七人（五六五万人、六五・六%）が製造業と卸小売業、建設業、事業サービス業、宿泊飲食店業の五つの産業に集中している。二〇〇六年八月と比べ、二〇〇七年八月の産業別非正規雇用の増減現況をみると、事業サービス業（一二万人）、宿泊飲食店業（六万人）、家事サービス業（三万人）、保健社会福祉事業（三万人）、不動産賃貸業（一万人）、公共行

政（四〇〇〇人）は増加し、製造業（マイナス七万人）、娯楽文化スポーツ（マイナス三万人）、金融保険業（マイナス一人）、卸小売業（マイナス一万人）、通信業（マイナス一人）は減少した（【表8】（後掲五四頁）参照）。

7 職業

非正規雇用四人のうち三人（六五五万人、七六・〇%）は単純労働（二一四万人）、サービス職（二三一万人）、技能職（一一〇万人）、事務職（二〇二万人）、販売職（九八万人）など、五つの職種に集中している。とくに、サービス職（八二・六%）と販売職（八七・三%）、単純労働（八六・三%）は一〇人のうち八・九人が非正規雇用となっている。さらに、この五年間の推移をみると、職業における非正規雇用の格差が構造化していることがわかる（【表9】（後掲五五頁）参照）。

二 非正規雇用における賃金、労働時間、福祉など

この三ヵ月間の月額平均賃金は、正規雇用は二〇〇六年八月の二二六万ウォンから二〇〇七年の二三九万ウォンで一三万ウォン（五・八%）上昇し、非正規雇用は一一六万ウォンから一二〇万ウォンに四万ウォン（三・三%）上がった。

その結果、正規雇用と非正規雇用の月額平均賃金の対比は五〇・一%となり、その格差が広がった〔図5〕(後掲五五頁)と〔表10〕(後掲五五頁)参照)。

2 労働時間

正規雇用の労働時間は、一週間当たり二〇〇一年八月の四九・六時間から二〇〇七年八月の四六・〇時間と三・六時間短縮し、非正規雇用は四九・〇時間から四五・八時間へと三・二時間短縮した。法定の超過勤務限度である週五六時間を超える長時間労働者の割合は、非正規雇用(二一・〇%)が正規雇用(一一・一%)よりも多く、週三六時間未満の短時間労働も非正規雇用(一四・四%)が正規雇用(〇・一%)よりも多い〔図6〕(後掲五六頁)と〔表11〕(後掲五六頁)参照)。

3 時間当たりの賃金

正規雇用の時給は、この三カ月の平均賃金が二〇〇六年八月の一万一六五三ウォンから二〇〇七年八月の一万二四五二ウォンへと七九九ウォン(六・九%)引き上げられ、非正規雇用は六一〇七ウォンから六三六六ウォンへと二五九ウォン(四・二%)引き上げられた。これによって正規雇用と非正規雇用の時給対比は五一・一%になり、その格差が拡大した〔図7〕(後掲五六頁)と〔表12〕(後掲五七頁)参照)。

正規雇用の時給は、この三カ月の平均賃金が二〇〇六年八月の一万一六五三ウォンから二〇〇七年八月の一万二四五二ウォンへと七九九ウォン(六・九%)引き上げられ、非正規雇用は六一〇七ウォンから六三六六ウォンへと二五九ウォン(四・二%)引き上げられた。これによって正規雇用と非正規雇用の時給対比は五一・一%になり、その格差が拡大した〔図7〕(後掲五六頁)と〔表12〕(後掲五七頁)参照)。

「経済活動人口調査・付加調査」で全産業における月額平均賃金は、二〇〇六年八月の一六六万ウォンから二〇〇七年八月の一七五万ウォンへと、九万ウォン増額している。ここで下位一〇%の月額平均賃金は六〇万ウォンから六二万ウォンに二万ウォン増加し、上位一〇%は三〇〇万ウォンから三三〇万ウォンに二〇万ウォン増加した。これによつて上位一〇%と下位一〇%の賃金格差(P9010)は、二〇〇六年の五・一倍から二〇〇七年に五・二倍となつた。時給の平均賃金は二〇〇六年八月の八、六〇二ウォンから二〇〇七年八月の九、一五一ウォンに五四九ウォン増えた。下位一〇%は三一九八ウォンから三三三九ウォンに一四一ウォン増えたのに対し、上位一〇%は一万七二七〇ウォンと変わつてない。これによつて時給の賃金格差(P9010)は、二〇〇六年の五・四倍から二〇〇七年の五・二倍に減少した。韓国の賃金不平等はOECD国家のうち、もっとも賃金不平等とされている米国よりもひどい〔図8〕(後掲五七頁)と〔表13〕(後掲五七頁)参照)。

賃金不平等(P9010)を男女の雇用形態別にみると、時給レベルで二〇〇四年に三・六倍(五・〇倍、二〇〇六年には三・四倍～五・〇倍、二〇〇七年三・三倍～五・三倍と、ほぼ同じような水準だ。二〇〇七年八月男性賃金を〇〇とした場合、女性は六二で、正規雇用を一〇〇としたとき、非正規雇用は五一だ。男性正規雇用を一〇〇とすると男性非正規雇用は五三、女性の正規雇用は六八、女性の非正規雇用は三九となつている。男女間格差より雇用形態による格差に開きがあり、男女の雇用形態による差別では非正規雇用の女性にそのしわ寄せが集中していることがみてとれる。〔表14〕(後掲五八頁)参照)。

5 低賃金

EUのLOWER(Low Wage Employment Research Network=低賃金雇用研究ネットワーク)では、「賃金労働者の中レベル賃金の三分の二(六六・七%)未満」を低賃金階層、「中レベル賃金の三分の一以上(六六・七%)、二分の一(一五〇%)未満」を中間賃金階層、「中レベル賃金の一と二分の一(一五〇%)以上」は高賃金階層と定義している。これによる

と「中レベル賃金(七一六四ウォン)の三分の二」である「時給四七七六ウォン未満」を低賃金階層だとすれば、労働者全体の一五八八万人のうち四三五万人(二七・四%)が低賃金階層で、正規雇用の四六万人(六・四%)、非正規雇用の三八九万人(四五・一%)が低賃金階層となる。正規雇用は一六人中一人、非正規雇用は二人に一人が低賃金階層となる〔図9〕(後掲五八頁)参照)。

〇〇七年八月二十五・七%で、一〇〇六年八月(二六・二%)より〇・五ポイント減少したのに対し、時給レベルでは二七・四%で一〇〇六年八月(二五・八%)より一・六ポイント増加している([表15](後掲五八頁)と[図10](後掲五九頁)参照)。

6 法定最低賃金に満たない階層

一〇〇五年九月から一〇〇六年一二月までの法定最低賃金は時間当たり三一〇〇ウォンで、二〇〇七年一月から一二月までの法定最低賃金は時間当たり三四八〇ウォン、二〇〇八年一月から一二月までの法定最低賃金は時間当たり三七七〇ウォンだ。二〇〇六年八月の「経済活動人口調査・付加調査」で、時間当たり賃金三四八〇ウォン未満の者は一四四万人(九・四%)で、三四八〇ウォン未満は二二三万人(一二・九%)となっている。したがって、当時一〇〇七年一月から適用される法定最低賃金(三四八〇ウォン)を受け取る者は六九万人(最低賃金影響率四・五%)で、残りの一四四万人は最低賃金適用除外者が最低賃金法に違反する企業で働く労働者と推定されていた。

しかし、二〇〇七年八月の「経済活動人口調査・付加調査」で法定最低賃金(三四八〇ウォン)に満たない者は一八九万人(一一・九%)で、二〇〇七年の最低賃金影響率は二・五%となっている。さらに問題なのは、法定最低賃金に満たない者が一〇〇一年八月五九万人(四・

四%)から二〇〇六年八月に一四四万人(九・四%)、二〇〇七年八月に一八九万人(一一・九%)へと、毎年増加していることだ。これは法定最低賃金制度そのものが「低賃金階層の一掃、賃金格差の解決、所得分配の構造改善」という本来の目的にそぐわないばかりか、政府が勤労監督の行政義務を怠っているということを物語っている。また、政府の公共行政機関でさえも最低賃金に満たない者が四万八〇〇〇人(六・〇%)もいるということは、政府が善良な使用者として民間に手本になることさえ無視していることを示している([図11](後掲五九頁)と[表16](後掲五九頁)参照)。

二〇〇七年八月現在、法定最低賃金三四八〇ウォン未満の労働者一八九万人について雇用形態をみると、正規雇用は一〇万人(五・三%)、非正規雇用は一七九万人(九四・七%)で、非常規雇用がそのほとんどを占めている。性別婚姻別では既婚女性九七万人(五一・四%)、既婚男性四二万人(二二・四%)と、既婚者がそのほとんどだ。学歴別では高卒以下が一六八万人(八九・〇%)と低学歴に集中し、年齢別では五五歳以上が六〇万人(三一・九%)、四五歳以下が三九万人(二〇・七%)と中高齢者に集中していることがわかる。産業別では宿泊飲食店業、卸小売業、製造業、事業サービス業などの四つの産業で一一七万人(六二・〇%)を占めているが、政府の公共行政機関でも最低賃金に満たない者が四万八〇〇〇人(六・〇%)に

四%)から二〇〇六年八月に一四四万人(九・四%)、二〇〇七年八月に一八九万人(一一・九%)へと、毎年増加していることだ。これは法定最低賃金制度そのものが「低賃金階層の一掃、賃金格差の解決、所得分配の構造改善」という本来の目的にそぐわないばかりか、政府が勤労監督の行政義務を怠っていることなどを物語っている。また、政府の公共行政機関でさえも最低賃金に満たない者が四万八〇〇〇人(六・〇%)もいるということは、政府が善良な使用者として民間に手本になることさえ無視していることを示している([図11](後掲五九頁)と[表16](後掲五九頁)参照)。

7 賃金の支払い方法

正規雇用は月給制(七五・二%)と年俸制(二三・六%)が九九%だが、非正規雇用は月給制(五〇・三%)、日給制(二二・六%)、出来高払い(七・八%)、時給制(八・六%)、年俸制(一〇・一%)、時給制(八・六%)、年俸制(七・八%)の順で、賃金の支払い方法も様々だ。パートタイムでは時給制(三五・二%)、日給制(二八・七%)、月給制(二三・二%)、出来高払い(一一・七%)の順に多様な賃金支払い方法がある一方で、「呼出し労働」は日給制(八三・八%)、「特殊雇用」では出来高払い(九〇・九%)、派遣労働では月給制(五〇・三%)、「業務労働」は月給制(六九・六%)、家内労働は出来高払い(七〇・二%)が主な支払い方法となっている([図12](後掲六一頁)と[表18](後掲六一頁)参照)。

8 社会保険への加入と労働条件の適用率

現職場での社会保険(国民年金、健康保険、雇用保険)の加入率をみると、正規雇用は八三・九九%なのに対し、非正規雇用は三三・三五%にしかならない。正規雇用は退職金、賞与、時間外手当、有給休暇を七七・九九%適用されているのに対し、非正規雇用では一五・二二%しか適用されていない([図13](後掲六一頁)と

達している。職業別では単純労働、サービス職、販売職の三つの職種だけで一四三万人(七五・八%)を占めている([表17](後掲六〇頁)参照)。

[表19] (後掲六二頁) 参照。

年度別の推移をみると、正規雇用、非正規雇用とともに社会保険の加入率は少しづつ増加している。正規雇用における国民年金、健康保険の加入率は一〇〇%近くになっており、雇用保険の加入率も八三%に増加した。非正規雇用は、

社会保険（国民年金、健康保険、雇用保険）の加入率が二〇〇一年は一九・二二%だったが、二〇〇七年には三三・三五%に増加している。

正規雇用は退職金と賞与の適用率が一〇〇%近くで、時間外手当と有給休暇の適用率も七七・八六%。非正規雇用では退職金、賞与、時間外手当、有給休暇の適用率は一〇・一四%から一五・二三%に増加した。しかし、非正規雇用の社会保険加入率や労働条件の適用率は今後も改善幅が微々たるものにとどまるだろう。それは非正規雇用の多くが臨時労働であるか、臨時労働を兼ねており、企業の常用雇用を中心に設計された現行の社会保険制度と勤労基準法体系では根本的な制約があるためだ(「図14」(後掲六二頁)と「表20」(後掲六二頁)参照)。

9 勤続年数

二〇〇七年八月の賃金労働者における勤続年数の平均は四・六年で、正規雇用は七・八年、非正規雇用は一・九年である。正規雇用は勤続年数三年以上が六一・六%と二〇〇六年八月(六一・九%)とほぼ同じで、非正規雇用も一八・四%で二〇〇六年八月(一八・四%)と同

一である。正規雇用では、一年未満の短期労働者は一七・四%から一六・二%に減少し、一〇年以上の勤続者も三一・〇%から三〇・六%(三七・九%)に減少した(「表21」(後掲六三頁)と「表22」(後掲六三頁)参照)。

10 就業の動機

正規雇用では現在の職場に自発的に就業した者が九四・七%で、非自発的就業は五・三%である。しかし、非正規雇用では自発的就業が四九・〇%、非自発的就業が五一・〇%と、半分以上が非自発的就業者となっている。正規雇用では自発的就業の理由について「安定した職場(四九・〇%)」と「労働条件の満足(三九・七%)」の順で答えていたのに対し、非正規雇用では非自発的就業の理由について「生活費など、すぐに収入が必要だったから(三五・九%)」、「望んでいた職がなくて(七・〇%)」という順で答えている。雇用形態別に非自発的就業者の割合をみると「呼出し労働(八九・三%)、家内労働(五八・四%)、長期臨時労働(五八・四%)、パートタイム(五二・〇%)、「役務労働(四八・九%)、有期雇用(四四・九%)、「特殊雇用(四五・〇%)」、派遣労働(三四・九%)、正規雇用(五・三%)」の順となっている(「図15」(後掲六三頁)と「表23」(後掲六四頁)参照)。

11 教育訓練の経験

この一年間に教育訓練を受けた者は、正規雇用

用が三八・一%で非正規雇用(一三・八%)よりも二倍以上多い。雇用形態別では、「特殊雇用」(三七・九%)、派遣労働(二七・七%)、有期雇用(一八・三%)、「役務労働(一六・三%)」の順となっている(「図16」(後掲六四頁)と「表24」(後掲六四頁)参照)。

12 労働組合の組織率

二〇〇七年八月の韓国における労働組合員数(組織率)は一九二万人(一二・一%)で、正規雇用一六三万人(二二・五%)、非正規雇用二八万人(三・三%)となっている。組合員全体のうち正規雇用は八五・二%、非正規雇用は一四・八%だ。非正規雇用の雇用形態別では有期雇用(五・五%)、「役務労働(五・四%)、派遣労働(五・一%)、長期臨時労働(一・四%)、「特殊雇用(一・四%)、パートタイム(〇・二%)、家内労働(〇・〇%)、「呼出し労働(〇・〇%)」の順で、すべての雇用形態において組織率が非常に低い(「図17」(後掲六五頁)と「表25」(後掲六五頁)参照)。

【補論1】非正規雇用の数の推定方法

二〇〇七年八月現在の非正規雇用の規模について、韓国政府は五七〇万人(三五・九%)、韓国労働社会研究所は八六一万人(五四・二%)と、それぞれ異なる数で推定している。韓国労働社会研究所の推定方法では、非正規雇用の割合(数)は二〇〇三年八月の五五・四%(七八

(八四万人)を底点に、一〇〇四年八月五五・九%（八一六万人）、二〇〇五年八月五六・一%（八四〇万人）と少しづつ増加しており、二〇〇六年八月には五五・〇%（八四五万人）、二〇〇七年八月に五四・二%（八六一万人）と減少している。これに対し政府の推定方法によると、二〇〇二年八月二七・四%（三八四万人）から二〇〇三年八月三二・六%（四六一万人）、二〇〇四年八月には三七・〇%（五三九万人）へと急激に増加し、二〇〇五年八月には三六・六%（五四八万人）、二〇〇六年八月は三五・五%（五四六万人）に小幅で下降し、二〇〇七年八月には三五・九%（五七〇万人）に再び増加したとしている（〔図18〕（後掲六五頁）参照）。

このように同一資料の「経済活動人口調査・付加調査」を分析したのにもかかわらず、非正規雇用規模が大きくなるのはなぜなのか。それはアンケート項目のうちで、どこまでを非正規雇用とみなすのかによって異なるところからくる。政府は「経済活動人口調査・付加調査」でアンケートの七つの設問事項（有期雇用、パートタイム労働、派遣労働、「役務労働」、家内労働、「呼出し労働」、「特殊雇用」）のうち、どれか一つだけ答えた人を非正規雇用労働者と推計している（〔表26〕（後掲六六頁）で②+③）。これまで統計庁が発表してきた臨時日雇職のうち、三〇八万人（①）は、実際は正規雇用だが、非正規雇用として誤って分類されたというのである。（〔4〕

〔表26〕(後掲六六頁)で①+②+③)。では、韓国労働社会研究所が集計した非正規雇用は二〇〇二～五年に五五～五六%のレベルで構造化(固定化)したのに対し、なぜ政府が集計した非正規雇用は二〇〇二～四年に毎年五%ずつ増加したのだろうか。「一九九七年の」通貨危機直後のように非常事態でないのに、二年連続して非正規雇用が毎年5%増加したというのは、常識的に納得しがたい。これはアンケート調査の過程で、長期臨時労働者(①)が有期雇用労働者(②)に代替されたところからくるものだと思われる〔表26〕(後掲六六頁)参照)。ちなみに、非正規雇用の規模と関連する論議のポイントとなる臨時日雇職のうち、三〇八万五千人(①)の構成と労働条件をみると、低賃金階

しかし、韓国においてそもそも臨時日雇職と
いうのは日本の植民地時代からつくられた概念
だ。これまで統計序は、一九六三年から常用・
臨時・日雇職を分けて調査、発表してきた。非
正規雇用、パートタイム、派遣労働、役務労働
などの用語が使われる以前の一九七〇年（一九
八〇年代にも多くの団体協約で臨時職関連条項
を締結しているよう）、労働現場で臨時日雇職
は不安定雇用（非正規雇用）の代名詞として使
われてきた。よって労働社会研究所では、臨時
日雇職の七一二万人（四四・八%）に「附加
調査」で確認された常用職のうち非正規雇用一
五〇万人（九・四%）を合わせて八六一万人（五
四・二%）を非正規雇用労働者と推計している
（表6-1（労働不規則性））。

【補論2】産業別、雇用形態別、非正規雇用の増減現況

過去一年で有期雇用（マイナス二二万人）と
家内労働（マイナス五万人）は減少し、長期臨
時労働（二四万人）とパートタイム（七万人）、
「呼出し労働」（一八万人）、「役務労働」（九万人）、
派遣労働（四万人）、「特殊雇用」（二万人）は増
加した。しかし、家内労働が五万人減少したの
は、二〇〇六年には家内労働と分類されていた
派出婦（一般的に「家政婦」とよばれる人たち）
住込み保母、住込み家庭教師などが二〇〇七年
にはパートタイムや「呼出し労働」に分類され
たためだ。したがって、過去一年間で実際にそ
の規模が減少したのは、有期雇用のみだといえ
よう。「呼出し労働」が一八万人増加したのは、
建設業、農林漁業、卸小売業、宿泊飲食業など
の産業で、「企業側が」「有期雇用保護法」の適用

層は一四八万人であり、法定最低賃金にも満たない者が六一万人となつてゐる。時間当たりの賃金は五四七二ウォンともつとも低く、週当たりの労働時間は五一・七時間ともつとも長い。既婚女性（三八・三%）と中卒以下（二二・三%）の割合が高く、社会保険の適用率は二九・三〇%，時間外手当などの労働条件適用率は六・一二%と非常に低い。週休一日が実施される割合も一二・六%ともつとも低く、過去一年間の教育訓練経験も八%と最低である（「表7」（後掲）、（六頁）参照）。

を回避するために、有期雇用契約を解除して必要な労働力を「呼出し労働」で調達するという前近代的な慣行に後退したためだ（表28）（後掲六七頁）参照。

（1）韓国労働省では最低賃金影響率を一三・九%と集計しているが、これは最低賃金に満たない者（九・四%）まで含んだ数字で、最低賃金制が本来の目的に忠実に運用されているような誤解を与えるものである。

（2）以前は、二〇〇五年度まで韓国労働省が非正規雇用規模を推定発表していた。しかし、二〇〇五年の非正規雇用規模を推定する過程で労働省が失策をしてしまい、その後二〇〇六年八月からは統計庁がその数を発表することになった。だが、統計庁の推定方式は労働省の推定方式にそのまま沿つたものなので、その内容は変わっていない。本稿では、便宜上労働省または、統計庁を「政府」としている。

（3）韓国政府の公式発表では、「时限労働者（直訳…限時勤労者）」を「労働契約の期間のある契約労働者」と、「労働契約の期間の定めはないが、非自発的事由により継続勤務を期待できない者」と定義している。韓国労働社会研究所では非正規雇用形態を主観的評価による「非自発的事由」を基準に定義するのは不適切だという判断のもと、「时限労働者」の代わりに「有期雇用労働者（直訳…期間制勤労者）」という概念を使う。ここで「有期雇用労働者」とは、「雇用期間の定めのある契

約労働者」と「労働契約期間の定めはないが、継続勤務が期待できない者」を意味する。〔図18〕（後掲六五頁）で政府（再調整）の非正規雇用の規模は、有期雇用労働者の概念で推定したもので、时限労働者の概念を使って推定した政府（公式発表）の規模と〇・一から一・四%の差が生じる。

（4）韓国労働省と統計庁は、このような分類方式が「政労使委員会が合意（二〇〇二年七月）した非正規雇用労働者の定義や範疇にしたがったもの」だとしているが、これは事実と異なっている。

詳しく述べ二〇〇七年四月一六日付『毎月労働ニュース』参照。

【参考文献】

*キム・ユソン、二〇〇一-a「非正規雇用の規模と実態」・統計庁、経済活動人口調査・付加調査、（二〇〇〇・八）の結果から『労働社会』五五号（二〇〇一年六月）

*同、二〇〇一-b「非正規雇用の規模と実態」・統計庁、経済活動人口調査・付加調査、（二〇〇一・八）の結果から『労働社会』五九号（二〇〇一年一月）

（キム・ユソン）
（おおはた
まさき）

*同、二〇〇一-c「非正規雇用の規模と実態」・統計庁、経済活動人口調査・付加調査、（二〇〇一・八）の結果から『労働社会』七二号（二〇〇三年一月）

*同、二〇〇三-b「非正規雇用の規模と実態」・統計庁、経済活動人口調査・付加調査、（二〇〇三・八）の結果から『労働社会』八一号（二〇〇三年一月）

一二月

*同、二〇〇四「非正規雇用の規模と実態」・統計庁、経済活動人口調査・付加調査、（二〇〇四・八）の結果から『労働社会』九三号（二〇〇四年二月）

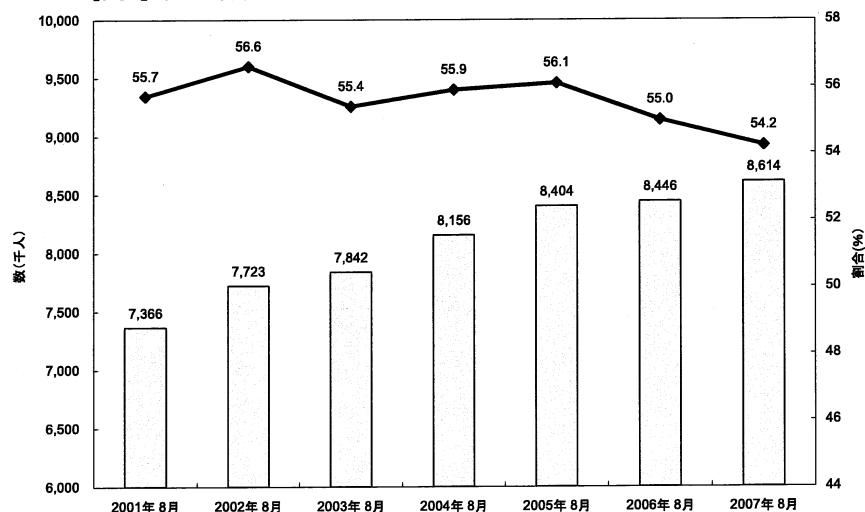
*同、二〇〇五「非正規雇用の規模と実態」・統計庁、経済活動人口調査・付加調査、（二〇〇五・八）の結果から『労働社会』一〇五号（二〇〇五年一二月）

*同、二〇〇六「非正規雇用の規模と実態」・統計庁、経済活動人口調査・付加調査、（二〇〇六・八）の結果から『労働社会』一一五号（二〇〇六年一一月）

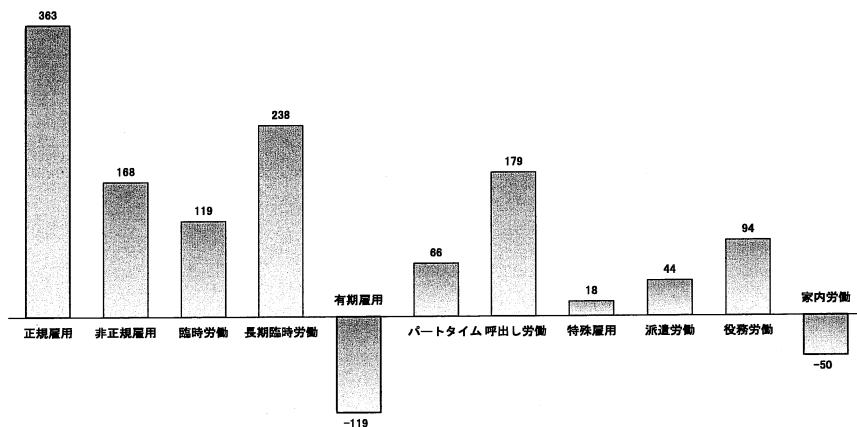
[表1] 非正規雇用の規模（2007年8月）

	数（千人）				割合（%）			
	常用	臨時	日雇	全体	常用	臨時	日雇	全体
賃金労働者(1)	8,763	5,044	2,075	15,882	55.2	31.8	13.1	100.0
正規雇用 (2=1-3)	7,268			7,268	45.8			45.8
非正規雇用 (3=①+…+⑧、重複除外)	1,495	5,044	2,075	8,614	9.4	31.8	13.1	54.2
雇用契約	臨時労働	1,312	5,044	2,075	8,431	8.3	31.8	13.1
	(長期臨時労働) ①		3,669	1,314	4,983		23.1	8.3
	(有期雇用) ②	1,312	1,375	761	3,448	8.3	8.7	4.8
労働時間	パートタイマー ③	18	582	602	1,202	0.1	3.7	3.8
	呼出し労働 ④		3	843	846		0.0	5.3
労働提供方法	特殊雇用 ⑤	26	503	106	635	0.2	3.2	0.7
	派遣労働 ⑥	90	56	29	175	0.6	0.4	0.2
	役務労働 ⑦	270	228	94	592	1.7	1.4	0.6
	家内労働 ⑧	4	29	92	125	0.0	0.2	0.6
				8,614				0.8

[図1] 非正規雇用の推移



[図2] この一年間の雇用形態別の増減推移（単位：%）



[表2] 年度別にみる非正規雇用の規模

	数(千人)							割合(%)							
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	
賃金労働者	13,217	13,634	14,149	14,584	14,968	15,351	15,882	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
正規雇用	5,851	5,911	6,307	6,428	6,564	6,905	7,268	44.3	43.4	44.6	44.1	43.9	45.0	45.8	
非正規雇用	7,366	7,723	7,842	8,156	8,404	8,446	8,614	55.7	56.6	55.4	55.9	56.1	55.0	54.2	
雇用契約	臨時労働	7,077	7,464	7,679	7,906	8,234	8,312	8,431	53.5	54.7	54.3	54.2	55.0	54.1	53.1
	(長期臨時労働)	4,901	5,468	4,589	4,485	4,431	4,745	4,983	37.1	40.1	32.4	30.7	29.6	30.9	31.4
	(有期雇用)	2,176	1,996	3,089	3,421	3,802	3,567	3,448	16.5	14.6	21.8	23.5	25.4	23.2	21.7
労働時間	パートタイマー	873	806	930	1,072	1,044	1,136	1,202	6.6	5.9	6.6	7.3	7.0	7.4	7.6
労働提供方法	呼出し労働	305	423	589	666	717	667	846	2.3	3.1	4.2	4.6	4.8	4.3	5.3
	特殊雇用	789	748	601	711	633	617	635	6.0	5.5	4.2	4.9	4.2	4.0	4.0
	派遣労働	130	88	98	117	117	131	175	1.0	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.1
	役務労働	319	346	345	413	430	498	592	2.4	2.5	2.4	2.8	2.9	3.2	3.7
	家内労働	258	238	166	171	140	175	125	2.0	1.7	1.2	1.2	0.9	1.1	0.8

[参考] 非正規雇用の推計方法について

本稿は2007年8月の「経済活動人口調査」を分析し、非正規雇用の数を「①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧（重複は除く）」と計算、正規雇用は「賃金労働者マイナス非正規雇用」と計算した（[表1] 参照）。それぞれの内容はつぎのとおり。

① 「長期臨時労働」：従事している地位が臨時、または日雇い職の者 — 有期雇用

☞ 本稿で「長期臨時労働」とは、雇用契約を結ばずに長期間臨時職として働く長期臨時労働者（permanent temporary worker、long-term temps、permatemp）、またそれ以外にも企業に所属しない「自由労働者（casual worker）」、「季節労働者（seasonal worker）」などを包括する概念としている。

② 有期雇用：期間の定めのある契約労働者（調査設問35の回答1）+期間の定めのない労働者でありながらも現在の職場で継続雇用が不可能だと思っている者（設問35の回答2、設問43の回答2）。

☞ 有期雇用を「雇用時に労働期間の定めのある契約労働者」と限定していないのは、できるだけ韓国労働省との推定方法の差を最小化するためだ。有期雇用を契約労働者と限定しても、「雇用時に労働期間の定めのない者でありながらも、現在の職場での継続雇用は不可能だと思っている者」は、長期臨時労働者として分類されているので、非正規雇用の規模は同一となる（【補論1】の脚注（3）、参照）。

③ パートタイム労働：設問46、回答2

④ 呼出し労働：設問42、回答1

⑤ 特殊雇用：設問49、回答1

⑥ 派遣労働：設問47、回答2

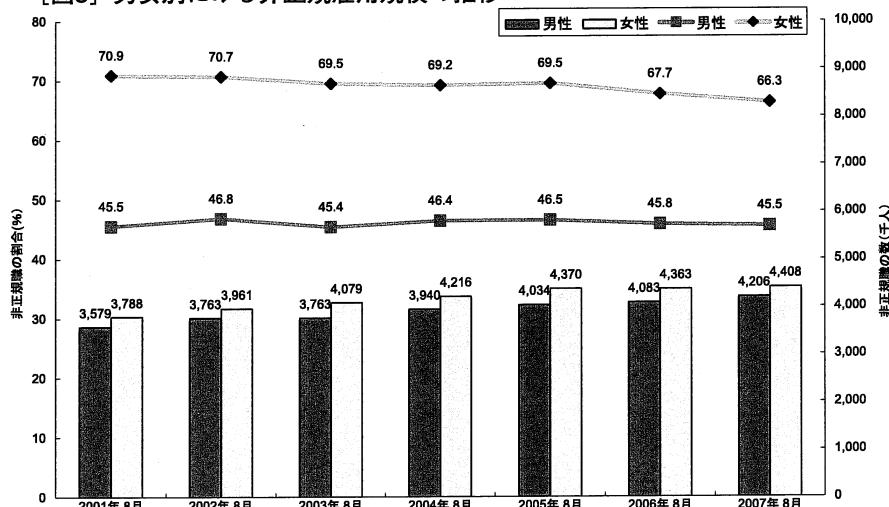
⑦ 役務労働：設問47、回答3

⑧ 家内労働：設問50、回答1

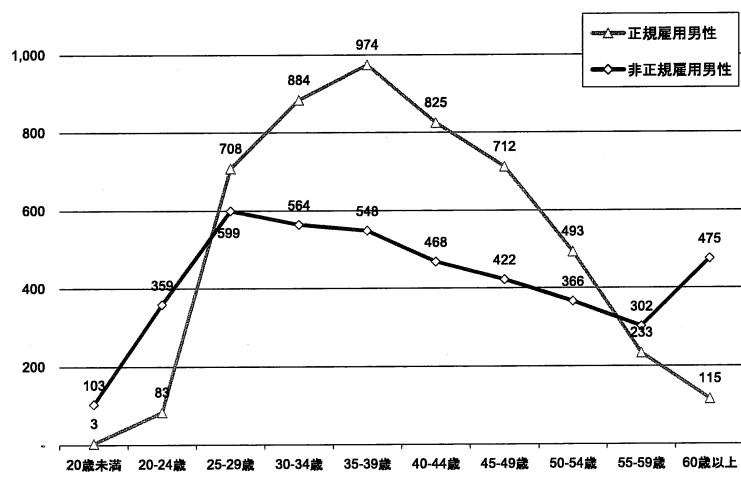
[表3] 男女別の非正規雇用規模（2007年8月）

	数(千人)		割合(%)		分布(%)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
賃金労働者	9,235	6,647	100.0	100.0	58.1	41.9
正規雇用	5,029	2,239	54.5	33.7	69.2	30.8
非正規雇用	4,206	4,408	45.5	66.3	48.8	51.2
	臨時労働	4,099	4,332	44.4	65.2	48.6
雇用契約	(長期臨時労働)	2,282	2,701	24.7	40.6	45.8
	(有期雇用)	1,817	1,631	19.7	24.5	52.7
労働時間	パートタイマー	359	843	3.9	12.7	29.9
労働提供方法	呼出し労働	554	291	6.0	4.4	65.5
	特殊雇用	214	421	2.3	6.3	33.7
	派遣労働	83	92	0.9	1.4	47.4
	役務労働	340	253	3.7	3.8	57.4
	家内労働	24	100	0.3	1.5	19.2
						80.0

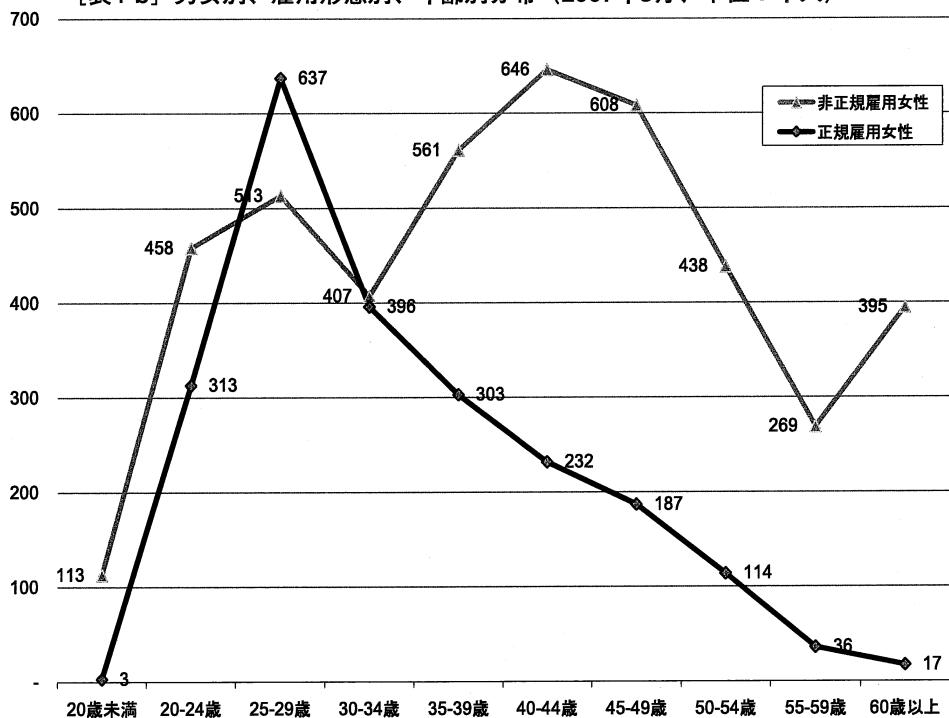
[図3] 男女別にみる非正規雇用規模の推移



[図4-a] 男女別、雇用形態別、年齢別分布（2007年8月、単位：千人）



[表4-b] 男女別、雇用形態別、年齢別分布（2007年8月、単位：千人）



[表4] 学歴にみる非正規雇用の規模（2007年8月）

	数(千人)				割合(%)			
	中卒以下	高卒	専門大卒	大卒以上	中卒以下	高卒	専門大卒	大卒以上
賃金労働者	2,666	6,659	2,150	4,407	100.0	100.0	100.0	100.0
正規雇用	442	2,538	1,217	3,070	16.6	38.1	56.6	69.7
非正規雇用	2,224	4,121	933	1,337	83.4	61.9	43.4	30.3
臨時労働	2,177	4,034	910	1,311	81.7	60.6	42.3	29.7
(長期臨時労働)	1,349	2,559	491	585	50.6	38.4	22.8	13.3
(有期雇用)	829	1,475	418	726	31.1	22.2	19.4	16.5
パートタイマー	378	571	77	176	14.2	8.6	3.6	4.0
呼出し労働	427	375	24	19	16.0	5.6	1.1	0.4
特殊雇用	92	345	59	139	3.5	5.2	2.7	3.2
派遣労働	30	92	28	23	1.1	1.4	1.3	0.5
役務労働	284	247	33	29	10.7	3.7	1.5	0.7
家内労働	47	53	8	16	1.8	0.8	0.4	0.4

[表5] 年度別、学歴別にみる非正規雇用の規模

	数(千人)							割合(%)						
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
中卒以下	2,510	2,554	2,245	2,206	2,190	2,205	2,224	80.3	81.4	81.5	81.2	81.8	82.4	83.4
高卒	3,588	3,717	3,855	3,990	4,123	4,103	4,121	59.4	60.7	61.6	62.3	63.1	62.3	61.9
専門大卒	529	633	717	773	832	884	933	40.9	43.5	44.5	44.2	44.6	44.9	43.4
大卒以上	740	820	1,024	1,187	1,258	1,254	1,337	26.8	28.1	29.1	31.9	32.3	30.4	30.3

[表6] 性別、婚姻別にみる非正規雇用の規模(2007年8月)

	数(千人)				割合(%)			
	未婚男性	既婚男性	未婚女性	既婚女性	未婚男性	既婚男性	未婚女性	既婚女性
賃金労働者	2,509	6,726	2,118	4,529	100.0	100.0	100.0	100.0
正規雇用	1,044	3,985	964	1,275	41.6	59.2	45.5	28.2
非正規雇用	1,465	2,741	1,154	3,254	58.4	40.8	54.5	71.8
臨時労働	1,435	2,664	1,135	3,197	57.2	39.6	53.6	70.6
(長期臨時労働)	797	1,485	617	2,084	31.8	22.1	29.1	46.0
(有期雇用)	638	1,180	518	1,113	25.4	17.5	24.5	24.6
パートタイマー	164	194	206	636	6.5	2.9	9.7	14.0
呼出し労働	120	434	30	261	4.8	6.5	1.4	5.8
特殊雇用	61	153	46	375	2.4	2.3	2.2	8.3
派遣労働	41	42	20	71	1.6	0.6	0.9	1.6
役務労働	58	281	24	228	2.3	4.2	1.1	5.0
家内労働	8	17	4	97	0.3	0.3	0.2	2.1

[表7] 年度別にみる性別、婚姻別の非正規雇用

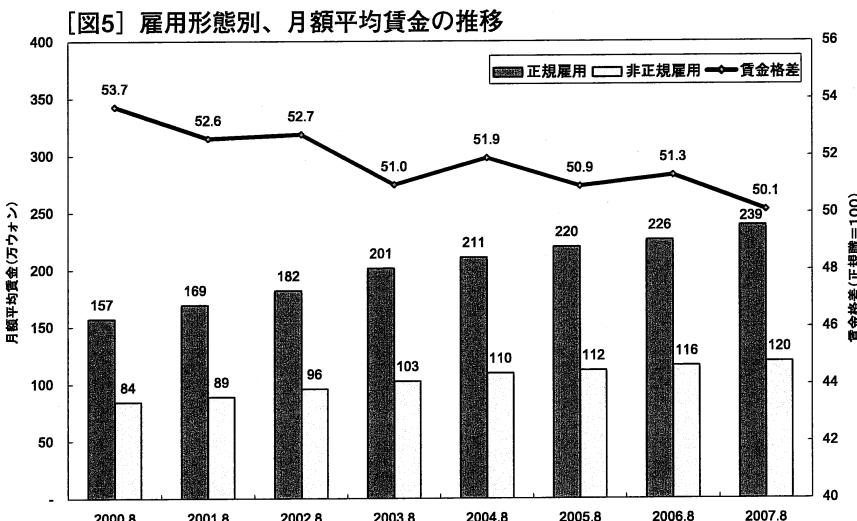
	数(千人)							割合(%)						
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
未婚男性	1,245	1,314	1,335	1,391	1,432	1,430	1,465	60.2	61.1	59.0	59.7	60.2	57.8	58.4
既婚男性	2,333	2,449	2,428	2,549	2,602	2,653	2,741	40.2	41.6	40.3	41.4	41.3	41.2	40.8
未婚女性	1,061	1,107	1,233	1,218	1,275	1,174	1,154	58.2	58.7	59.4	57.2	59.4	55.5	54.5
既婚女性	2,727	2,854	2,846	2,998	3,095	3,189	3,254	77.4	76.9	75.1	75.6	74.8	73.7	71.8

[表8] 年度別、産業別にみる非正規雇用の数

	数(千人)							割合(%)						
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
農林業	131	120	111	110	120	107	118	97.0	97.6	93.3	89.4	90.9	92.2	88.7
漁業	33	20	18	18	15	11	15	86.8	87.0	85.7	85.7	93.8	91.7	88.2
鉱業	5	4	4	4	3	3	4	27.8	30.8	30.8	30.8	21.4	18.8	23.5
製造業	1,391	1,430	1,384	1,438	1,351	1,314	1,253	41.2	42.3	39.9	40.0	38.4	38.0	36.2
電気ガス水道事業	12	9	14	14	13	14	7	23.1	18.4	18.4	20.6	19.1	18.7	9.1
建設業	928	974	1,031	995	1,006	989	991	75.6	76.4	78.3	76.4	75.7	73.0	71.1
金融保険業	324	316	310	314	343	400	389	49.5	48.8	44.6	45.7	49.6	54.5	52.0
不動産賃貸業	158	166	177	177	222	192	206	64.5	65.4	68.6	67.0	70.3	65.5	69.1
事業サービス業	525	611	705	795	853	937	1,060	53.8	58.3	59.4	61.4	61.8	62.1	61.0
卸小売業	1,260	1,303	1,281	1,294	1,323	1,291	1,278	73.4	73.3	71.8	71.1	71.5	68.7	65.8
運輸業	243	250	212	250	264	247	265	35.2	37.3	35.6	39.9	40.8	37.4	38.8
通信業	52	65	70	80	90	93	82	28.3	33.9	33.3	36.5	37.2	36.3	35.7
宿泊飲食店業	956	1,002	958	995	1,052	1,015	1,070	93.5	93.3	94.0	93.6	94.3	92.3	91.1
娯楽文化スポーツ	143	153	168	180	222	239	212	70.1	69.5	69.1	72.3	72.8	72.4	68.2
その他サービス業	303	324	347	393	369	390	403	59.3	59.4	63.1	64.5	62.4	61.3	60.2
家事サービス業	149	149	143	105	121	130	160	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公共行政	185	177	154	175	181	204	208	27.9	26.2	20.4	23.1	23.2	25.0	26.0
教育サービス業	412	465	563	596	607	643	641	44.3	45.2	47.9	50.1	49.0	48.8	48.1
保健社会福祉業	152	176	187	219	242	223	248	37.4	38.0	37.4	39.6	41.3	35.2	36.4
国際外國機関	4	7	5	6	6	3	5	26.7	36.8	25.0	25.0	23.1	15.8	27.8
産業全体	7,366	7,723	7,842	8,156	8,404	8,446	8,614	55.7	56.6	55.4	55.9	56.1	55.0	54.2

[表9] 年度別、職業別による非正規雇用

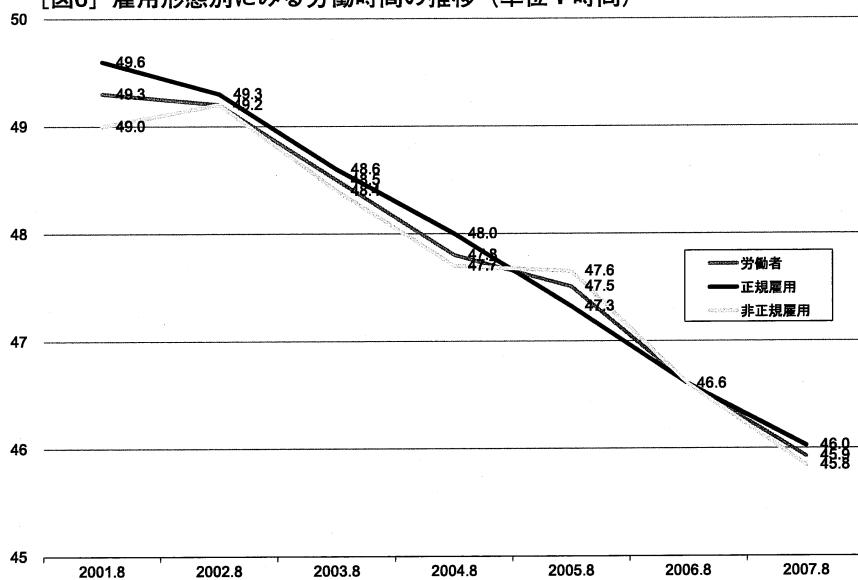
	数(千人)							割合(%)						
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
議員管理職	25	37	45	41	40	48	52	10.7	13.8	18.5	17.4	15.4	18.1	16.5
専門家	313	360	403	440	489	467	481	25.7	28.1	28.2	30.2	31.3	28.3	27.1
技術工、準専門家	580	604	729	769	696	730	780	39.7	40.5	45.3	45.3	41.4	39.2	38.9
事務職	734	825	899	981	1,058	1,052	1,017	31.5	33.9	30.8	33.0	34.8	34.7	33.1
サービス職	1,196	1,285	1,238	1,268	1,357	1,307	1,314	83.6	83.8	83.6	84.1	83.8	82.8	82.6
販売職	949	958	935	917	937	967	979	90.1	88.7	89.7	88.2	89.3	88.0	87.3
農林漁業熟練職	55	44	43	48	49	43	59	87.3	84.6	89.6	85.7	81.7	87.8	84.3
技能職	1,264	1,322	1,154	1,188	1,174	1,163	1,103	69.1	70.3	69.1	69.7	68.7	67.5	65.3
装置機械操作	612	609	623	689	678	683	693	37.3	37.8	38.0	39.1	38.7	38.3	39.3
単純労働	1,638	1,679	1,774	1,815	1,924	1,986	2,136	83.6	84.0	85.7	84.3	86.3	86.2	86.3
全職種	7,366	7,723	7,842	8,156	8,404	8,446	8,614	55.7	56.6	55.4	55.9	56.1	55.0	54.2



[表10] 年度別、雇用形態別、月額平均賃金及び格差(正規雇用=100)

	金額(万ウォン)							格差(%)						
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
賃金労働者	125	133	147	154	159	166	175	73.6	73.2	72.8	73.1	72.4	73.2	72.9
正規雇用	169	182	201	211	220	226	239	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
非正規雇用	89	96	103	110	112	116	120	52.6	52.7	51.0	51.9	50.9	51.3	50.1
臨時労働	87	94	102	108	111	116	119	51.3	51.8	50.5	51.2	50.5	51.2	49.9
(長期臨時労働)	86	93	101	105	107	111	112	50.6	51.1	49.9	50.0	48.7	49.2	46.8
(有期雇用)	90	98	104	111	116	122	130	52.9	53.9	51.5	52.8	52.6	53.9	54.4
パートタイマー	45	50	50	54	52	55	56	26.7	27.4	24.8	25.6	23.7	24.3	23.4
呼出し労働	66	79	81	84	86	87	89	39.2	43.4	40.0	39.7	39.1	38.6	37.3
特殊雇用	108	120	127	139	142	132	142	63.5	65.9	63.2	65.9	64.7	58.4	59.4
派遣労働	101	115	110	127	132	126	134	59.4	63.0	54.8	60.3	59.8	55.7	56.1
役務労働	79	85	87	92	95	93	102	46.3	46.8	43.2	43.7	43.1	41.2	42.8
家内労働	50	52	41	56	57	60	57	29.4	28.7	20.5	26.7	25.8	26.4	23.8

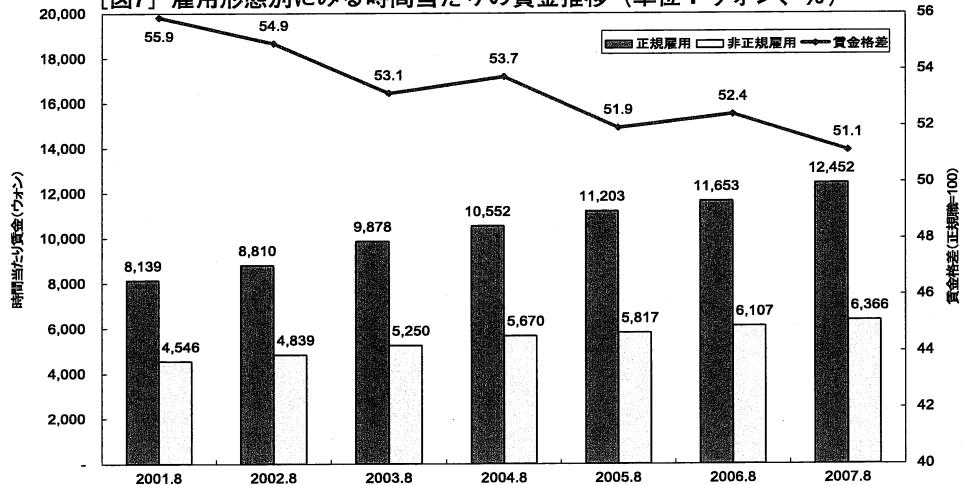
[図6] 雇用形態別にみる労働時間の推移（単位：時間）



[表11] 年度別、雇用形態別、週当たりの労働時間平均と分布

	(通常) 労働時間							2007年労働時間、階層別分布(%)								
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	36未満	36-40	40-41	41-44	44-45	45-50	50-51	51-56	56以上
賃金労働者	49.3	49.2	48.5	47.8	47.5	46.6	45.9	7.8	34.8	8.2	25.7	6.9	16.5			
正規雇用	49.6	49.3	48.6	48.0	47.3	46.6	46.0	0.1	44.6	11.3	26.2	6.7	11.1			
非正規雇用	49.0	49.2	48.4	47.7	47.6	46.6	45.8	14.4	26.6	5.7	25.2	7.1	21.0			
臨時労働	48.8	49.0	48.4	47.6	47.6	46.5	45.7	14.6	26.5	5.7	25.3	7.1	20.8			
(長期臨時労働)	49.7	50.0	49.5	48.9	48.8	47.8	46.6	14.5	22.3	4.9	27.5	7.7	23.1			
(有期雇用)	46.8	46.4	46.8	45.9	46.2	44.9	44.5	14.8	32.7	6.7	22.2	6.2	17.4			
パートタイマー	21.6	21.6	23.0	22.6	22.2	21.5	21.7	100.0								
呼出し労働	44.3	45.9	43.9	42.8	43.0	42.0	40.9	29.3	24.5	1.1	26.7	4.1	14.3			
特殊雇用	45.7	46.5	45.2	44.8	44.6	41.0	41.3	18.0	43.9	3.5	21.3	3.5	9.9			
派遣労働	48.7	50.7	49.1	48.0	48.2	47.6	46.0	9.1	35.4	3.4	24.6	7.4	20.0			
役務労働	52.5	54.3	54.1	52.9	52.2	51.9	51.0	5.1	25.8	7.8	25.0	5.9	30.4			
家内労働	39.1	39.7	39.2	37.1	37.4	38.0	35.8	43.2	22.4	8.0	17.6	0.8	8.0			

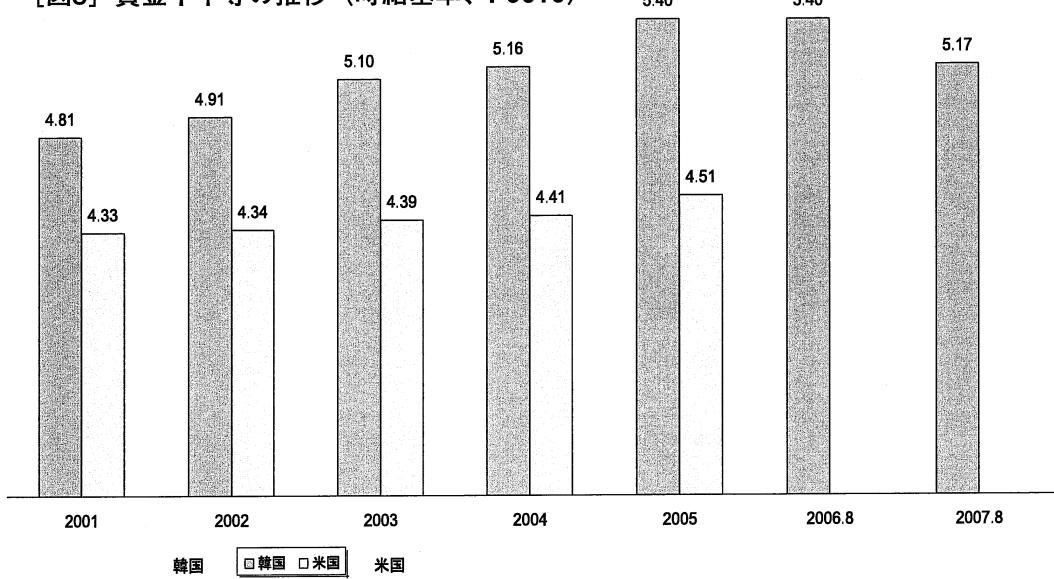
[図7] 雇用形態別にみる時間当たりの賃金推移（単位：ウォン、%）



[表12] 年度別、雇用形態別にみる時給及び格差 (正規雇用=100)

	金額(ウォン)							格差(%)						
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
賃金労働者	6,137	6,561	7,313	7,822	8,179	8,602	9,151	75.4	74.5	74.0	74.1	73.0	73.8	73.5
正規雇用	8,139	8,810	9,878	10,552	11,203	11,653	12,452	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
非正規雇用	4,546	4,839	5,250	5,670	5,817	6,107	6,366	55.9	54.9	53.1	53.7	51.9	52.4	51.1
臨時労働	4,458	4,777	5,211	5,610	5,777	6,105	6,355	54.8	54.2	52.7	53.2	51.6	52.4	51.0
(長期臨時労働)	4,284	4,523	5,036	5,270	4,284	5,656	5,824	52.6	51.3	51.0	49.9	47.8	48.5	46.8
(有期雇用)	4,849	5,472	5,470	6,056	6,273	6,704	7,122	59.6	62.1	55.4	57.4	56.0	57.5	57.2
パートタイマー	6,497	6,921	6,862	6,954	7,036	7,005	6,802	79.8	78.6	69.5	65.9	62.8	60.1	54.6
呼出し労働	3,884	4,271	5,097	4,790	4,927	4,943	5,312	47.7	48.5	51.6	45.4	44.0	42.4	42.7
特殊雇用	5,701	6,183	6,680	7,464	7,628	7,810	8,161	70.0	70.2	67.6	70.7	68.1	67.0	65.5
派遣労働	4,928	5,422	5,484	6,760	6,976	6,360	7,238	60.5	61.5	55.5	64.1	62.3	54.6	58.1
役務労働	3,829	3,842	3,979	4,333	4,436	4,423	4,944	47.0	43.6	40.3	41.1	39.6	38.0	39.7
家内労働	3,385	3,345	2,930	3,737	4,387	4,118	3,567	41.6	38.0	29.7	35.4	39.2	35.3	28.6

[図8] 賃金不平等の推移 (時給基準、P9010)



資料:米国はEPのHP(www.epi.org),韓国は筆者計算

[表13] 年度別、賃金不平等

	月額賃金(万ウォン)							時間当たり賃金(ウォン)						
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
平均値	125	133	147	154	159	166	175	6,137	6,561	7,313	7,822	8,179	8,602	9,151
下位 10%	50	50	55	60	60	60	62	2,392	2,558	2,741	2,878	2,985	3,198	3,339
50%	100	110	120	130	130	145	150	4,934	5,454	6,280	6,140	6,332	6,908	7,164
90%	230	250	280	300	300	300	320	11,513	12,560	13,973	14,855	16,118	17,270	17,270
P9010	4.60	5.00	5.09	5.00	5.00	5.00	5.16	4.81	4.91	5.10	5.16	5.40	5.40	5.17
P5010	2.00	2.20	2.18	2.17	2.17	2.42	2.42	2.06	2.13	2.29	2.13	2.12	2.16	2.15
P9050	2.30	2.27	2.33	2.31	2.31	2.07	2.13	2.33	2.30	2.23	2.42	2.55	2.50	2.41

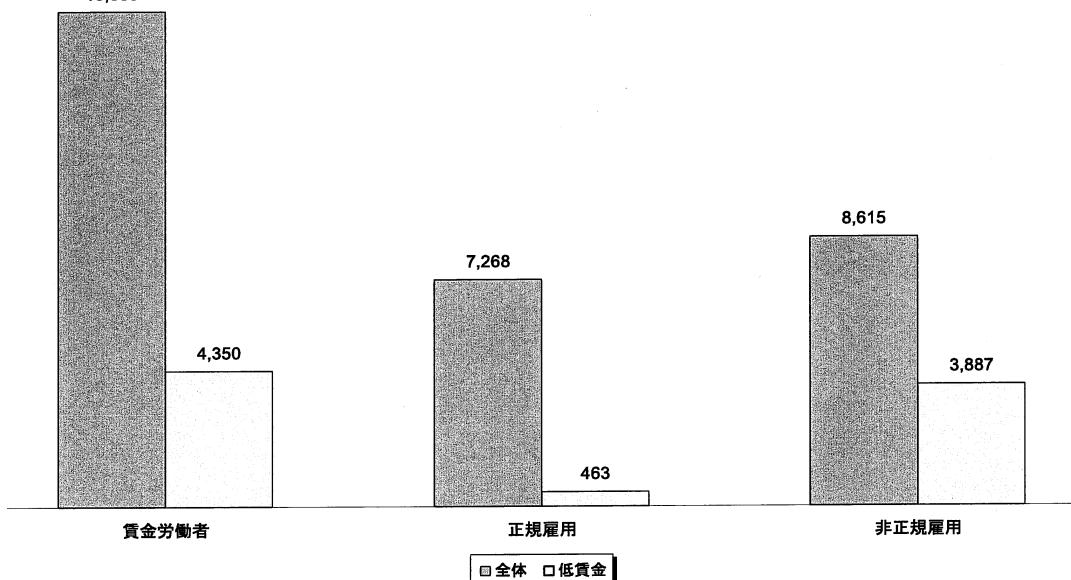
[表14] 男女、雇用形態別にみる賃金不平等（時間当たり賃金基準、単位：ウォン、倍）

	2004年				2006年				2007年			
	平均	下位 10%	90%	90/10	平均	下位 10%	90%	90/10	平均	下位 10%	90%	90/10
全体	7,822	2,878	14,855	5.16	8,602	3,198	17,270	5.40	9,151	3,339	17,270	5.17
男性	9,181	3,454	17,270	5.00	10,122	3,838	18,997	4.95	10,861	3,838	20,148	5.25
女性	5,928	2,558	10,739	4.20	6,500	2,878	11,513	4.00	6,776	3,070	12,434	4.05
正規雇用	10,552	4,515	18,316	4.06	11,653	5,085	20,148	3.96	12,452	5,340	21,875	4.10
非正規雇用	5,670	2,495	9,594	3.85	6,107	2,686	10,234	3.81	6,366	2,878	10,938	3.80
男性正規雇用	11,588	5,373	19,886	3.70	12,804	5,757	21,944	3.81	13,814	6,280	23,026	3.67
男性非正規雇用	6,404	2,763	10,554	3.82	6,951	2,878	11,513	4.00	7,330	3,070	12,434	4.05
女性正規雇用	8,044	3,684	14,377	3.90	8,982	4,183	15,700	3.75	9,392	4,605	16,223	3.52
女性非正規雇用	4,985	2,303	8,203	3.56	5,317	2,558	8,635	3.38	5,447	2,763	8,980	3.25

[図9] 雇用形態別、賃金労働者（2007年8月、単位：千人）

注：低賃金=時間当たり賃金の中位値(7,164ウォン)の2/3である4,776ウォン未満

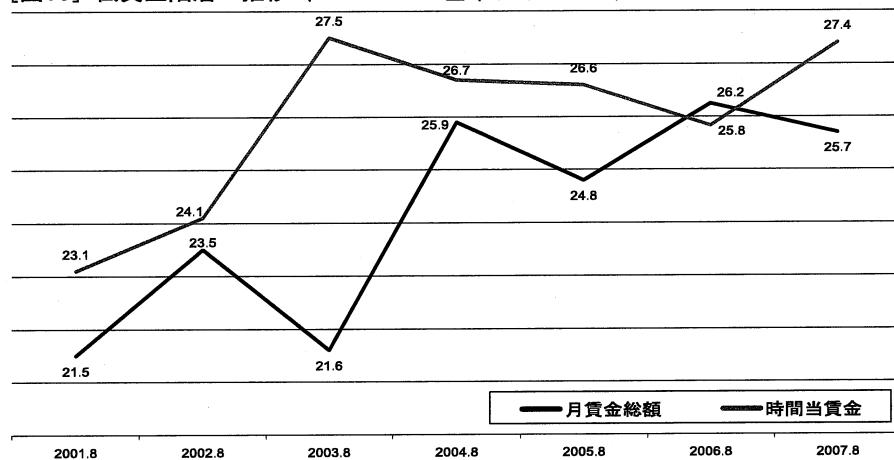
15,883



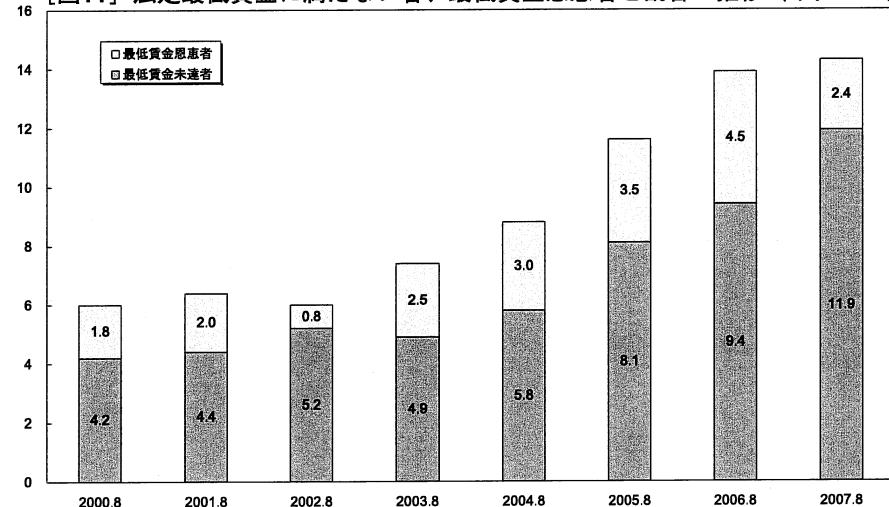
[表15] 年度別、低賃金階層の割合（EU LoWER 基準、単位：%）

	月額賃金基準							時間当たり賃金基準						
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
低賃金	21.5	23.5	21.6	25.9	24.8	26.2	25.7	23.1	24.1	27.5	26.7	26.6	25.8	27.4
中間賃金	54.0	51.5	48.9	46.5	45.5	51.0	50.0	49.8	49.4	45.4	45.6	44.3	46.5	44.5
高賃金	24.6	25.1	29.5	27.6	29.7	22.8	24.3	27.1	26.5	27.1	27.7	29.1	27.7	28.1

[図10] 低賃金階層の推移 (EU LoWER 基準、単位：%)



[図11] 法定最低賃金に満たない者、最低賃金恩恵者と割合の推移 (単位：%)



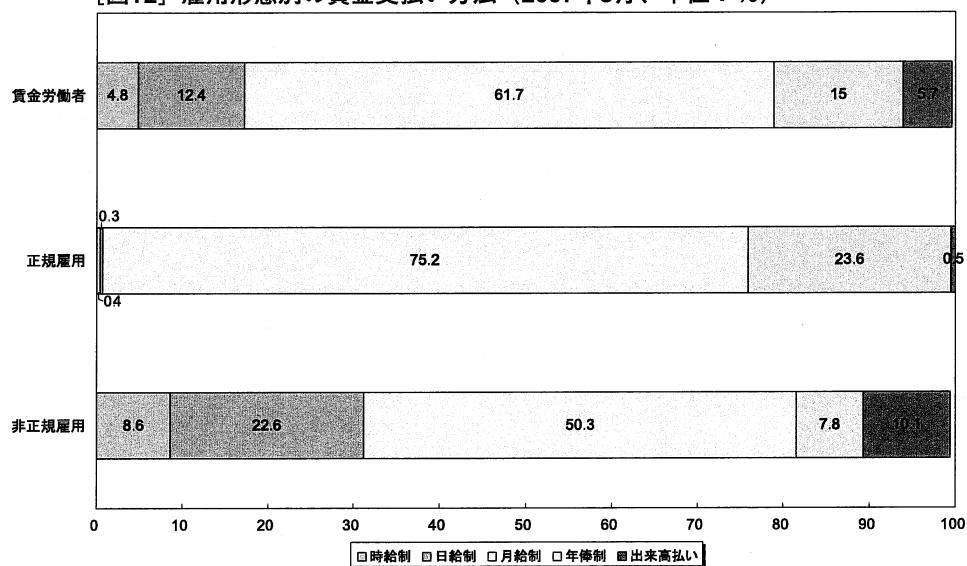
[表16] 年度別、法定最低賃金の状況とその影響率の推定 (単位：千人、%)

法定最低賃金 適用期間	時間当たり 賃金 時給	2001.8		2002.8		2003.8		2004.8		2005.8		2006.8		2007.8		最低賃金 影響率	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合		
00.9~01.8	1,865	1865 ウォン未満	585	4.4	469	3.4	388	2.7	293	2.0	292	2.0	247	1.6	214	1.3	1.8
01.9~02.8	2,100	2100 ウォン 未満	861	6.4	702	5.2	573	4.1	452	3.1	446	3.0	370	2.4	295	1.9	2.0
02.9~03.8	2,275	2275 ウォン 未満	823	6.0	689	4.9	534	3.7	541	3.6	439	2.9	365	2.3	365	2.3	0.8
03.9~04.8	2,510	2510 ウォン 未満					1,052	7.4	849	5.8	836	5.6	709	4.6	529	3.3	2.5
04.9~05.8	2,840	2840 ウォン 未満							1,280	8.8	1,212	8.1	1,049	6.8	833	5.2	3.0
05.9~06.12	3,100	3100 ウォン 未満								1,732	11.6	1,442	9.4	1,213	7.6		3.5
07.1~07.12	3,480	3480 ウォン 未満										2,128	13.9	1,891	11.9		4.5
08.1~08.12	3,770	3770 ウォン 未満											2,277	14.3			2.4

[表17] 2007年の法定最低賃金3,480ウォンに達しない者の実態

		2006年8月現在			2007年8月現在		
		数(千人)	割合1(%)	割合2(%)	数(千人)	割合1(%)	割合2(%)
全体		2,128	13.9	100.0	1,891	11.9	100.0
雇用形態	正規雇用	146	2.1	6.9	101	1.4	5.3
	非正規雇用	1,982	23.5	93.1	1,790	20.8	94.7
性別	未婚男性	296	12.0	13.9	252	10.0	13.3
	既婚男性	465	7.2	21.9	423	6.3	22.4
婚姻	未婚女性	277	13.1	13.0	245	11.6	13.0
	既婚女性	1,090	25.2	51.2	972	21.5	51.4
学歴	中卒以下	916	34.2	43.0	845	31.7	44.7
	高卒	994	15.1	46.7	838	12.6	44.3
	専門大卒	107	5.4	5.0	102	4.7	5.4
	大卒以上	111	2.7	5.2	106	2.4	5.6
年齢	25歳未満	381	25.3	17.9	326	22.7	17.2
	25-34歳	277	5.9	13.0	235	5.0	12.4
	35-44歳	415	9.4	19.5	336	7.4	17.8
	45-54歳	439	14.2	20.6	391	11.7	20.7
	55歳以上	616	37.4	28.9	603	32.7	31.9
産業	農林漁業	69	53.9	3.2	74	49.3	3.9
	製造業	323	9.3	15.2	261	7.5	13.8
	建設業	139	10.3	6.5	110	7.9	5.8
	不動産賃貸業	80	27.3	3.8	74	24.8	3.9
	事業サービス業	260	17.2	12.2	253	14.5	13.4
	卸小売業	344	18.3	16.2	307	15.8	16.2
	運輸業	56	8.5	2.6	57	8.4	3.0
	宿泊飲食店業	400	36.4	18.8	351	29.9	18.6
	娯楽文化スポーツ	83	25.2	3.9	67	21.5	3.5
	その他サービス業	110	17.3	5.2	112	16.7	5.9
	家事サービス業	61	46.9	2.9	60	37.5	3.2
	公共行政	59	7.2	2.8	48	6.0	2.5
	教育サービス業	62	4.7	2.9	49	3.7	2.6
	保健社会福祉	54	8.5	2.5	43	6.3	2.3
職種	議員管理職	0	0.0	0.0	1	0.3	0.1
	専門家	29	1.8	1.4	22	1.2	1.2
	技術工、準専門家	67	3.6	3.1	65	3.2	3.4
	事務職	140	4.6	6.6	123	4.0	6.5
	サービス職	516	32.7	24.2	433	27.2	22.9
	販売職	237	21.6	11.1	196	17.5	10.4
	農林漁業熟練職	21	42.0	1.0	28	40.0	1.5
	技能職	146	8.5	6.9	125	7.4	6.6
	装置機械操作	126	7.1	5.9	95	5.4	5.0
	単純労働	846	36.7	39.8	804	32.5	42.5
規模	1-4人	932	30.2	43.8	854	26.9	45.2
	5-9人	455	17.7	21.4	418	15.5	22.1
	10-29人	385	11.8	18.1	367	10.4	19.4
	30-99人	233	7.7	10.9	159	5.1	8.4
	100-299人	87	5.6	4.1	63	4.1	3.3
	300人以上	36	2.0	1.7	31	1.7	1.6

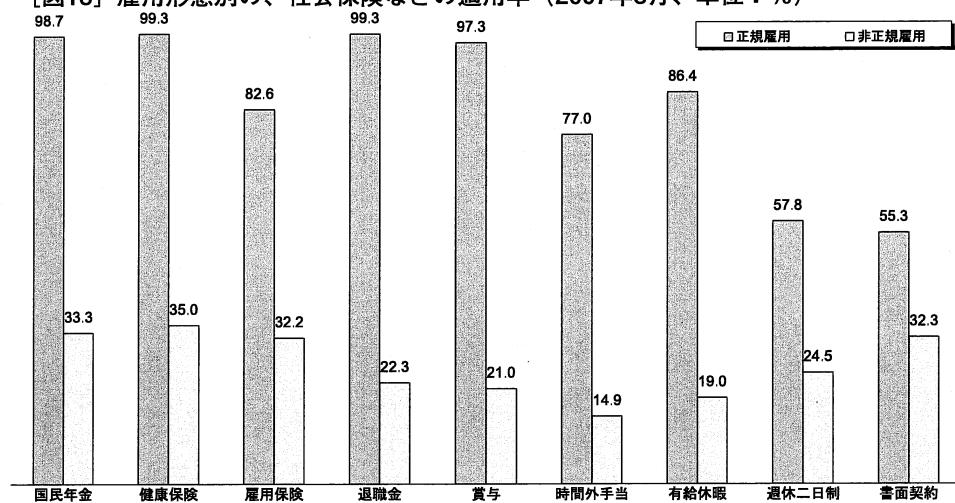
[図12] 雇用形態別の賃金支払い方法（2007年8月、単位：%）



[表18] 雇用形態別の賃金支払い方法（2007年8月、単位：%）

	時給制	日給制	週給制	月給制	年報例	出来高払い	その他	全体
賃金労働者	4.8	12.4	0.3	61.7	15.0	5.7	0.1	100.0
正規雇用	0.4	0.3		75.2	23.6	0.5	0.0	100.0
非正規雇用	8.6	22.6	0.5	50.3	7.8	10.1	0.2	100.0
臨時労働	8.7	23.0	0.5	49.8	7.6	10.1	0.2	100.0
(長期臨時労働)	7.8	24.5	0.5	53.1	0.0	14.0	0.2	100.0
(有期雇用)	10.1	20.9	0.5	45.0	18.6	4.6	0.2	100.0
パートタイマー	35.2	28.7	0.7	23.2	0.2	11.7	0.3	100.0
呼出し労働	9.3	83.8	0.9			5.8	0.1	100.0
特殊雇用	2.5	6.6	-	-		90.9		100.0
派遣労働	9.1	18.9	2.3	50.3	17.1	2.3		100.0
役務労働	5.1	18.6	0.2	69.6	5.7	0.8		100.0
家内労働	5.6	11.3	-	12.9		70.2		100.0

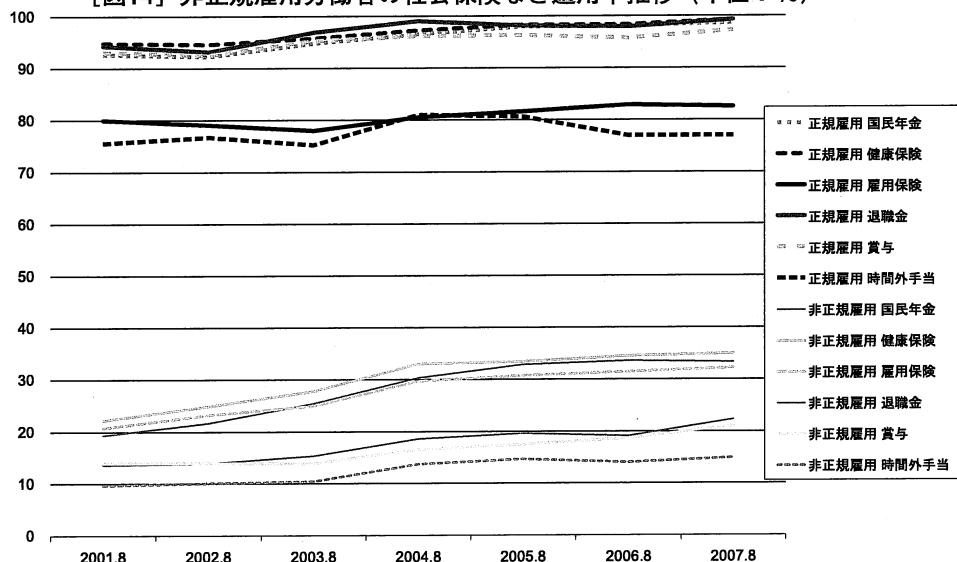
[図13] 雇用形態別の、社会保険などの適用率（2007年8月、単位：%）



[表19] 雇用形態別、社会保険など適用率(2007年8月、単位:%)

	国民年金	健康保険	雇用保険	退職金	賞与	時間外手当	有給休暇	週休二日	労働契約書面作成
賃金労働者	63.2	64.4	55.3	57.5	55.9	43.3	49.8	39.8	42.8
正規雇用	98.7	99.3	82.6	99.3	97.3	77.0	86.4	57.8	55.3
非正規雇用	33.3	35.0	32.2	22.3	21.0	14.9	19.0	24.5	32.3
臨時労働	32.1	33.7	30.9	20.7	19.7	13.9	17.8	24.2	31.4
(長期臨時労働)	21.1	21.7	20.1	6.6	8.3	4.5	6.2	15.7	16.5
(有期雇用)	47.9	51.0	46.5	41.0	36.2	27.3	34.5	36.5	52.9
パートタイマー	3.3	4.0	3.7	1.9	3.1	2.3	2.3	22.6	17.2
呼出し労働	0.5	0.8	0.7	0.3	0.8	1.3	0.1	2.2	4.0
特殊雇用	9.1	8.7	7.9	3.4	4.7	1.7	3.5	40.8	32.7
派遣労働	66.2	67.4	67.9	58.6	48.3	42.2	45.3	47.7	66.2
役務労働	55.5	73.1	59.6	55.4	38.0	30.2	35.6	25.4	70.3
家内労働	1.3	1.3	1.3	0.4	0.4		0.4	2.8	4.7

[図14] 非正規雇用労働者の社会保険など適用率推移(単位:%)



[表20] 年度別、雇用形態別、社会保険など適用率推移(単位:%)

	正規雇用							非正規雇用						
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
国民年金	92.7	92.3	94.8	96.6	98.0	98.2	98.7	19.3	21.6	25.4	30.3	32.8	33.6	33.3
健康保険	94.8	94.6	95.8	97.3	98.3	98.4	99.3	22.2	24.9	27.8	33.0	33.4	34.5	35.0
雇用保険	80.0	79.1	78.0	80.5	81.6	82.9	82.6	20.7	23.2	25.0	29.7	30.7	31.5	32.2
退職金	94.3	93.2	96.9	99.1	98.2	98.0	99.3	13.6	13.9	15.3	18.6	19.6	19.1	22.3
賞与	93.1	92.5	95.3	96.2	96.3	95.8	97.3	14.0	14.0	13.9	16.5	17.5	18.7	21.0
時間外手当	75.6	76.8	75.2	81.0	80.6	77.0	77.0	9.7	10.1	10.4	13.7	14.6	14.0	14.9
有給休暇				83.6	82.3	77.2	86.4				16.0	15.9	16.3	19.0
週休二日					47.1	51.7	57.8					17.1	21.3	24.5
労働契約書面作成				15.6	49.1	50.2	53.6	55.3			15.7	27.8	29.3	31.3

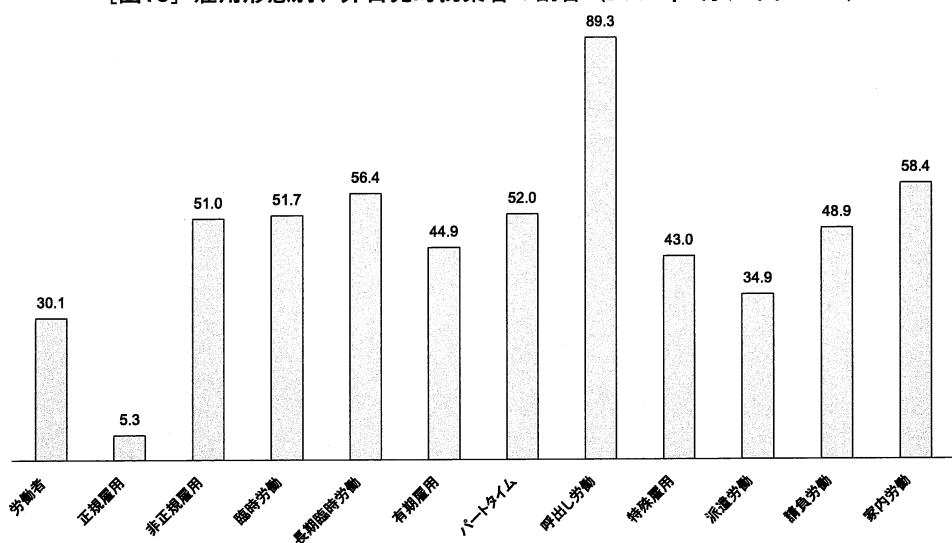
[表21] 年度別、勤続年数の平均値と中位置（単位：%）

	平均値							中位値						
	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
賃金労働者	4.35	4.32	4.39	4.41	4.52	4.51	4.60	1.50	1.50	1.50	1.58	1.67	1.58	1.67
正規雇用	7.56	7.59	7.70	7.68	7.95	7.75	7.78	4.75	4.67	5.25	4.83	5.33	5.17	5.00
非正規雇用	1.80	1.81	1.73	1.83	1.84	1.86	1.91	0.58	0.67	0.58	0.67	0.67	0.67	0.67
臨時労働	1.67	1.71	1.68	1.74	1.78	1.83	1.88	0.50	0.58	0.50	0.67	0.58	0.58	0.58
(長期臨時労働)	1.83	1.77	1.77	1.78	1.73	1.73	1.68	0.67	0.75	0.67	0.75	0.67	0.67	0.58
(有期雇用)	1.31	1.55	1.54	1.70	1.83	1.97	2.17	0.33	0.42	0.42	0.50	0.58	0.58	0.67
パートタイマー	1.23	1.18	0.86	0.96	0.89	1.02	0.95	0.33	0.33	0.25	0.25	0.25	0.25	0.33
呼出し労働	0.02	0.03	0.13	0.18	0.19	0.23	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
特殊雇用	2.78	2.87	2.58	3.10	3.21	2.74	2.93	1.08	1.17	1.00	1.33	1.47	1.08	1.25
派遣労働	2.06	1.81	2.07	2.23	2.37	2.00	2.09	0.65	1.18	0.92	1.00	1.20	0.92	1.08
役務労働	2.11	2.23	1.98	1.90	2.05	1.96	2.14	0.83	1.08	0.75	1.00	0.92	0.92	1.00
家内労働	2.05	1.91	0.96	1.38	1.14	1.16	1.33	0.67	0.58	0.25	0.33	0.25	0.42	0.25

[表22] 勤続年数、断層別の分布（2007年8月、単位：%）

	1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10年以上
賃金労働者	38.4	14.6	8.3	10.0	12.8	15.9
正規雇用	16.2	12.3	8.9	12.5	19.5	30.6
非正規雇用	57.1	16.5	7.8	7.8	7.1	3.5
臨時労働	57.7	16.5	7.7	7.7	6.9	3.5
(長期臨時労働)	59.3	16.9	7.8	7.3	5.8	2.9
(有期雇用)	55.4	15.8	7.7	8.4	8.4	4.4
パートタイマー	75.8	11.5	5.1	3.7	2.8	1.2
呼出し労働	97.3	0.8	0.5	0.7	0.4	0.4
特殊雇用	45.1	16.4	8.7	11.8	10.4	7.6
派遣労働	47.1	19.0	9.2	9.8	12.6	2.3
役務労働	48.0	17.0	11.6	10.4	10.3	2.7
家内労働	73.6	11.2	4.8	4.0	3.2	3.2

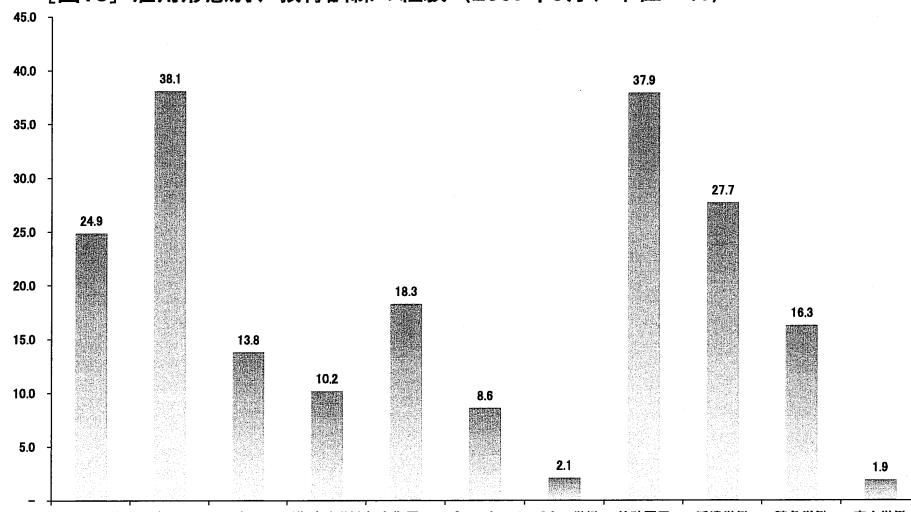
[図15] 雇用形態別、非自発的就業者の割合（2007年8月、単位：%）



[表23] 雇用形態別、就業の動機 (2007年8月、単位:%)

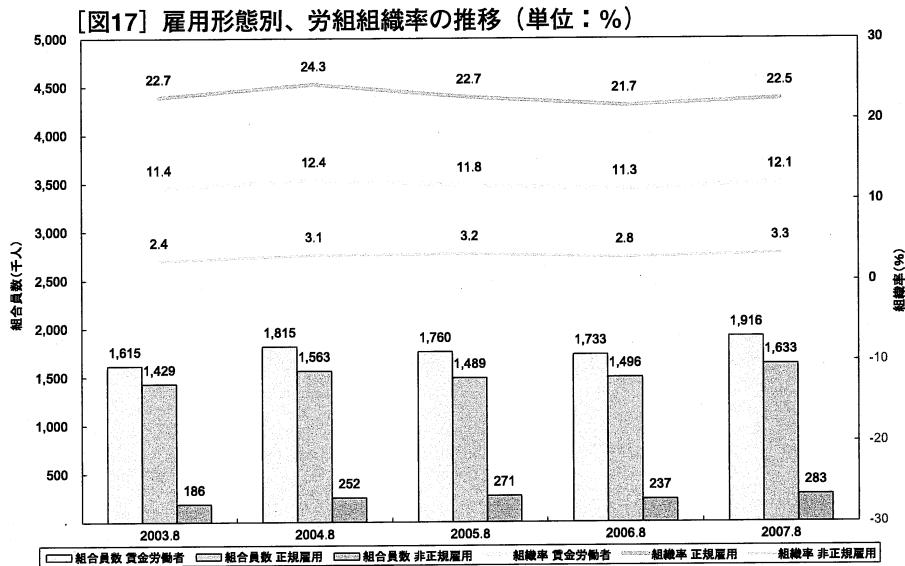
	自発的就業 の可否		自発的就業 の理由			非自発的 就業の理由			
	自発的 就業	非自発的 就業	労働条件 満足	安定した 職場	その他	生活費など収入 必要	希望の職場が 無く	専攻経歴と合う職場 無く	その他
賃金労働者	69.9	30.1	29.4	29.1	11.5	21.1	4.3	1.1	3.6
正規雇用	94.7	5.3	39.7	49.0	6.0	3.4	1.1	0.3	0.5
非正規雇用	49.0	51.0	20.7	12.3	16.1	35.9	7.0	1.8	6.2
臨時労働	48.3	51.7	20.1	12.0	16.1	36.5	7.1	1.8	6.3
(長期臨時労働)	43.6	56.4	17.2	8.5	17.8	40.3	7.9	1.9	6.3
(有期雇用)	55.1	44.9	24.4	17.1	13.6	30.9	5.9	1.8	6.4
パートタイマー	48.0	52.0	15.6	2.2	30.3	30.2	5.3	1.4	15.0
呼出し労働	10.7	89.3	2.7	0.4	7.6	70.4	8.6	1.3	9.0
特殊雇用	57.0	43.0	15.0	2.7	39.4	28.0	6.1	2.5	6.3
派遣労働	65.1	34.9	32.6	17.1	15.4	25.7	4.0	1.1	4.0
役務労働	51.1	48.9	27.8	16.4	6.9	39.5	5.6	1.7	2.2
家内労働	41.6	58.4	5.6	0.8	35.3	34.9	4.0	3.2	16.3

[図16] 雇用形態別、教育訓練の経験 (2007年8月、単位:%)



[表24] この一年間の教育訓練経験と訓練時間 (2007年8月、単位:%)

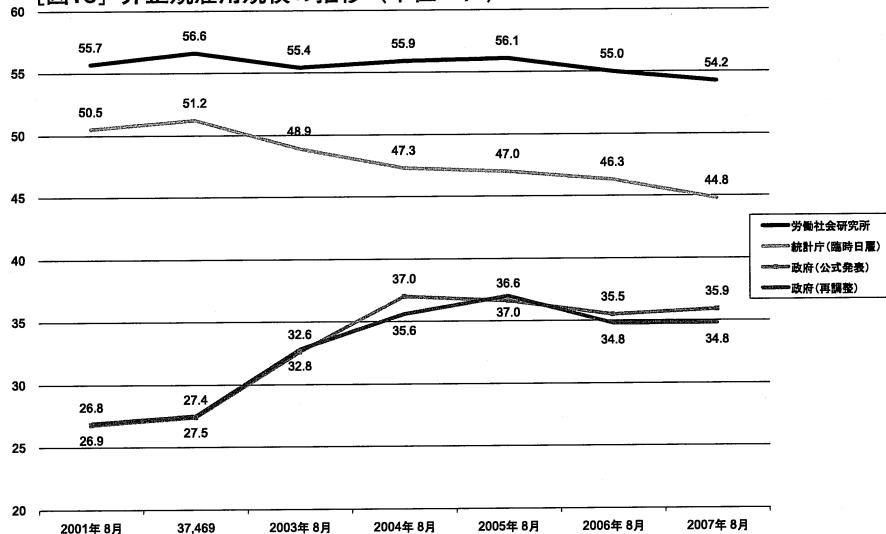
	教育訓練の経験					教育訓練時間				
	2006.8	2007.8	0	1~12	13~24	25~36	37~48	49~60	61以上	平均
賃金労働者	28.0	24.9	75.1	8.5	6.2	2.5	3.2	1.8	2.7	8.0
正規雇用	41.8	38.1	61.9	11.9	9.9	3.7	5.1	3.1	4.5	12.9
非正規雇用	16.7	13.8	86.2	5.7	3.0	1.5	1.6	0.8	1.2	3.9
臨時労働	16.4	13.5	86.5	5.5	3.0	1.5	1.6	0.7	1.2	3.9
(長期臨時労働)	13.3	10.2	89.8	4.1	2.4	1.1	1.0	0.5	1.0	3.1
(有期雇用)	20.5	18.3	81.7	7.6	3.9	2.1	2.3	1.0	1.4	4.9
パートタイマー	11.3	8.6	91.4	4.2	1.6	0.5	0.8	0.5	0.9	2.6
呼出し労働	2.3	2.1	97.9	1.1	0.5	0.1	0.2		0.2	0.5
特殊雇用	46.1	37.9	62.1	10.2	8.3	5.0	5.8	3.3	5.2	14.1
派遣労働	39.2	27.7	72.3	13.8	4.6	1.7	3.4	2.9	1.1	6.7
役務労働	14.5	16.3	83.7	10.5	3.5	1.3	0.7		0.3	2.3
家内労働	7.5	1.9	98.1	1.6					0.8	2.6



[表25] 年度別、雇用形態別、労働組合、組合員組織率及び組合員の構成

	組合員数 (千人)					組織率 (%)					組合員の構成 (%)				
	2003	2004	2005	2006	2007	2003	2004	2005	2006	2007	2003	2004	2005	2006	2007
賃金労働者	1,615	1,815	1,760	1,733	1,916	11.4	12.4	11.8	11.3	12.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
正規雇用	1,429	1,563	1,489	1,496	1,633	22.7	24.3	22.7	21.7	22.5	88.5	86.1	84.6	86.3	85.2
非正規雇用	186	252	271	237	283	2.4	3.1	3.2	2.8	3.3	11.5	13.9	15.4	13.7	14.8
臨時労働	157	192	235	223	260	2.0	2.4	2.9	2.7	3.1	9.7	10.6	13.4	12.9	13.6
(長期臨時労働)	59	62	58	73	71	1.3	1.4	1.3	1.5	1.4	3.7	3.4	3.3	4.2	3.7
(有期雇用)	98	131	177	150	189	3.2	3.8	4.7	4.2	5.5	6.1	7.2	10.1	8.7	9.9
パートタイマー	2	6	2	4	3	0.2	0.6	0.2	0.4	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.2
呼出し労働	3	3	0	0		0.5	0.5	0.0	0.0		0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
特殊雇用	31	54	22	5	9	5.2	7.6	3.4	0.8	1.4	1.9	3.0	1.3	0.3	0.5
派遣労働	6	6	10	7	9	6.1	5.1	8.8	5.4	5.1	0.4	0.3	0.6	0.4	0.5
役務労働	4	14	21	24	32	1.2	3.4	4.8	4.8	5.4	0.2	0.8	1.2	1.4	1.7
家内労働	1	5	1	0		0.6	2.9	0.9	0.0		0.1	0.3	0.1	0.0	0.0

[図18] 非正規雇用規模の推移（単位：%）



[表26] 非正規雇用規模の推計方式（単位：千人、%）

		経済活動人口調査 (本調査)							
		2003年8月		2004年8月		2006年8月		2007年8月	
		常用	臨時日雇	常用	臨時日雇	常用	臨時日雇	常用	臨時日雇
付 加	設問項目 なし	6,307 (44.6) ④	3,196 (22.6) ①	6,564 (43.9) ④	2,867 (19.2) ①	6,904 (45.0) ④	3,105 (20.2) ①	7,268 (45.8) ④	3,082 (19.4) ①
調 査	有期/パート/派遣/ 役務/家内/「呼出し 労働」、「特殊雇用」 形態	929 (6.6) ③	3,717 (26.3) ②	1,361 (9.1) ③	4,175 (27.9) ②	1,338 (8.7) ③	4,003 (26.1) ②	1,495 (9.4) ③	4,037 (25.4) ②
	賃金労働者	7,236 (51.1)	6,913 (48.9)	7,926 (53.0)	7,043 (47.0)	8,242 (53.7)	7,108 (46.3)	8,763 (55.2)	7,119 (44.8)

注：労働社会研究所、非正規雇用=①+②+③、労働省など非正規雇用=②+③、統計庁、臨時日雇=①+②

[表27] 労働者の構成及び労働条件の比較

	2005年8月				2006年8月				2007年8月			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
労働者数(千人)	2,867	4,175	1,361	6,564	3,105	4,004	1,337	6,905	3,082	4,037	1,495	7,268
低賃金階層(千人)	1,271	2,038	227	444	1,335	1,913	267	450	1,483	2,100	304	463
最低賃金未満(千人)	332	780	46	55	398	888	76	81	608	1,089	94	101
月額平均賃金(万ウォン)	113	92	172	220	119	93	178	226	120	96	184	239
時間当たり賃金(ウォン)	4,996	5,435	8,715	11,203	5,375	5,695	9,039	11,653	5,472	5,874	9,540	12,452
週労働時間(時間)	53.3	43.7	48.0	47.3	52.5	41.7	47.8	46.6	51.7	41.0	46.7	46.0
勤続年数(年)	1.9	1.1	4.0	8.0	1.9	1.1	4.0	7.7	1.9	1.1	4.1	7.8
既婚女性の割合(%)	36.7	41.9	21.6	15.9	37.3	42.5	24.7	16.5	38.3	42.7	23.4	17.5
中卒以下の割合(%)	22.7	33.0	12.0	7.4	22.7	32.5	14.9	6.8	22.3	32.9	13.9	6.1
国民年金の適用(%)	30.4	14.6	94.0	98.0	33.1	14.1	93.2	98.2	30.4	13.0	94.2	98.7
健康保険の適用(%)	30.0	15.3	96.5	98.3	32.5	15.1	97.1	98.4	30.4	15.1	98.3	99.3
雇用保険の適用(%)	28.1	13.4	89.5	81.6	30.1	12.8	90.4	82.9	28.7	12.9	91.6	82.6
退職金(%)	7.7	3.1	95.1	98.2	7.1	3.2	94.6	98.0	9.0	4.5	97.7	99.3
賞与(%)	7.4	2.0	86.1	96.3	10.4	3.2	84.0	95.8	11.9	3.6	86.8	97.3
時間外手当(%)	6.5	3.4	66.3	80.6	6.9	3.7	61.5	77.0	6.1	3.5	63.7	77.0
有給休暇(%)	7.6	3.6	71.1	82.3	9.7	4.4	67.3	77.2	9.0	3.8	80.3	86.4
労働契約書面作成(%)	14.9	21.0	84.9	50.2	17.3	24.2	85.4	53.6	16.3	24.3	86.6	55.3
週休二日制(%)	8.6	14.1	44.0	47.1	11.9	18.9	49.9	51.7	13.6	21.4	55.4	57.8
教育訓練の経験(%)					10.2	13.8	40.1	41.8	8.0	11.1	32.9	38.1

[表28] 産業別、雇用形態別、非正規雇用の増減（2006年8月対比2007年8月、単位：千人）

	電算業	農林漁業	鉱業	製造業	電気ガス水道事業	建設業	金融保険業	不動産賃貸業	事業サード業	卸小売業	運輸業	通信業	宿泊飲食店業	娯楽文化スポーツ業	その他サービス業	家事サビス業	公共行政	教育サビス業	保健福祉社	国際機関	
賃金労働者	534	22	1	-2	2	38	13	5	230	63	22	-26	75	-19	33	30	-15	16	47	1	
正規雇用	366	7	0	59	9	37	25	-9	106	76	4	-15	20	8	20	0	-19	18	23	-3	
非正規雇用	170	15	1	-61	-7	2	-11	14	123	-13	18	-11	55	-27	13	30	4	-2	25	2	
臨時労働	117	15	1	-67	-7	-2	-14	16	101	-15	12	-11	52	-28	10	30	4	-7	25	2	
(長期臨時労働)	239	26	1	-28	-3	83	-5	16	18	21	22	-9	66	-8	12	24	8	2	-8	1	
(有期雇用)	-12	-11	0	-39	-4	-85	-8	0	83	-36	-11	-2	-15	-21	-2	6	-2	-10	33	2	
パートタイマー	69	1	1	-7	1	-11	-9	2	11	16	5	-1	26	-2	-1	25	8	-13	17	0	
呼出し労働	179	14	0	4	0	98	0	-2	22	12	3	-1	10	1	-1	17	3	-1	0	0	
特殊雇用	19	0	0	1	1	-2	10	1	2	17	10	-4	-5	-4	6	0	-1	-12	-1	0	
派遣労働	43	-1	0	8	0	3	-1	0	22	6	0	1	7	0	1	0	-2	1	-2	0	
役務労働	91	-2	0	1	0	5	0	-3	88	1	0	0	-1	-1	1	1	-1	1	1	0	
家内労働	-49	0	0	12	0	3	0	3	3	-9	0	2	1	-2	-4	-49	1	-10	0	0	
実際に働く派遣	46	0	1	4	-3	4	0	2	5	-2	2	1	4	0	2	1	4	5	-1	17	
ところ	役務	114	1	1	32	3	20	0	9	7	5	2	5	8	0	-4	7	-1	7	1	11

注：産業分類表で、「役務労働」と派遣労働はすべて事業サービス業に分類されている。よって実際に働く産業を基準にして分類した「役務労働」と派遣労働の実態も提示した。